

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 31 年 3 月 8 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、松田副委員長、中村（岩雄）・高橋（龍）・高野・前田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

前回の報告以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について、報告いたします。

昨年12月27日に平成30年広域連合議会第1回臨時会が開催され、29年11月30日から空席となっております事務管理者に小山副市長が選任されております。また、本年2月8日の31年広域連合議会第1回定例会では、議案として31年度一般会計予算が上程され可決されておりますので、配付いたしました資料、「平成31年度 一般会計予算額概要」の資料に基づきまして概要を説明させていただきます。

まず、1ページ目ですが、歳出の主なものとしましては、議会費が定例会等の議員報酬などで56万6,000円、総務費は、施設運営・維持管理の長期包括運営委託業務が33年度末に終了するため、34年度以降の契約更新の適否を判断するための長期包括運営委託事業の評価支援業務委託料330万円を初め、職員給与費等で5,850万2,000円となっております。

次に、衛生費の施設管理運営費は、各施設は供用開始から12年を経過し延命化対策に取り組んでいく時期でありますので、長寿命化計画を策定するための費用を含め6市町村の可燃ごみを処理するごみ焼却施設管理運営費を7億5,886万3,000円、小樽市の不燃ごみ、粗大ごみ及び5町村からの缶を含めた資源物を処理いたしますリサイクルプラザ管理運営費を3億7,989万7,000円とし、5町村の缶以外の資源物を処理する北後志リサイクルセンター管理運営費は2,712万6,000円となっております。

公債費は、ごみ処理施設建設事業に伴う地方債の償還元金及び利子といたしまして4億7,729万1,000円となっております。

次に、歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金は市町村の負担金で14億8,243万円、国庫支出金は長寿命化計画策定に対します循環型社会形成推進交付金として310万9,000円、使用料及び手数料はごみ焼却処理手数料や粗大ごみ処理手数料などで1億4,578万7,000円。諸収入は鉄くず等売却収入や余剰電力売却収入等で7,191万8,000円となっております。

以上の結果、歳入歳出ともに合計は17億324万5,000円としております。

次に、関係市町村の負担金の内訳にいたしましては2ページの「平成31年度 関係市町村負担金算出調書」になりますが、規約に定めます負担割合により算出した結果、小樽市の負担は約12億9,195万9,000円となっております。

次に、広域連合事務局長報告におきまして、30年4月から12月までの処理施設の運転状況についての報告がございました。配付いたしました資料の「平成30年度処理施設の運転状況等に係る関係資料」をごらんください。

1ページのごみ焼却施設については、搬入量が約2万9,862トンで、前年同期と比較いたしまして2.7%の減。焼却量が約2万8,866トンで6.2%の減となっております。

次に、2ページのリサイクルプラザでの搬入量は、不燃ごみが約2,120トン、粗大ごみが約2,080トン、資源物が約2,475トンで、前年同期と比較しまして不燃ごみは増減なし、粗大ごみは7.1%の増、資源物は0.2%の減となっております。

次に、3ページから5ページの環境監視項目につきましては、全項目で広域連合において規制値以上に設定して

おります管理値を満たしているとの報告がございました。

○委員長

「小樽市アスベスト対応マニュアルの改訂について」

○（生活環境）環境課長

小樽市アスベスト対応マニュアル改訂の経緯及び概要について、報告いたします。

小樽市アスベスト対応マニュアルは、庁内向け、職員向けのマニュアルとして平成17年に策定され、関係法令における法改正等があった18年及び19年に改訂しております。

このたび、30年10月15日に各施設においてアスベスト含有建材に損傷が発生した場合に、施設管理者等がどのように対応するかについて具体的に示した小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルを策定したことから、これを盛り込み、その他最新情報を掲載する目的で小樽市アスベスト対応マニュアルを31年2月21日に改訂したものでございます。

主な改訂内容についてですが、1点目は、小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルを追加いたしました。

2点目は、アスベストを有する施設の担当者が定期的に行っている目視点検の具体的な方法について追加しました。

3点目は、大気汚染防止法などの関係法令について最新情報を掲載しました。

4点目は、市有施設のアスベスト対策工事実施状況について更新しました。

○委員長

「旧し尿処理場の屋根破損について」

○（生活環境）清掃事業所長

旧し尿処理場の屋根破損について、報告をいたします。

平成30年第4回定例会で賠償について議決をいただき、30年12月28日付で北海道旅客鉄道株式会社と小樽市が賠償金543万9,048円を支払う内容の示談書を締結、31年1月24日に賠償金を支払いいたしました。この賠償金については、全額が全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となっており、31年2月13日付で小樽市に保険金の入金があったものです。

以上をもって旧し尿処理場の屋根破損に係る賠償は終了いたしました。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

「こども医療費助成制度等の拡大について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

それでは、まず第4回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について、報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

まず、広域連合議会議員補欠選挙についてですが、ごらんのとおり全ての区分において無投票で当選人が決まっております。

ページをめくっていただきまして、平成31年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について、報告いたします。

2月15日に、会期1日間で開かれました。件名及び議決結果は表のとおりとなっておりますが、次の3ページ目から主な議案の概要について説明いたします。

まず、議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、国家公務員に準じて超過勤務命令の上限を定めるため、規則への委任規定を設けるものでございます。

議案第2号平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算ですが、資料のとおり所要の

補正を行ったものでございます。

次の4ページ目の議案第3号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案であります。まず、①につきましては、昨年、一昨年に引き続きまして、後期高齢者医療制度における保険料の軽減特例措置について制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すという趣旨のもと、28年12月22日に政府決定されました改正内容を反映したものでございまして、年金生活者支援給付金の支給ですとか、介護保険料の軽減強化にあわせまして9割、8.5割の均等割の軽減特例を段階的に廃止するものです。

9割軽減の特例措置につきましては2019年10月から廃止するというところでございますけれども、具体的には2019年度の保険料を8割軽減としまして、2020年度から本来の7割軽減とすることとなっております。

8.5割軽減の特例措置につきましては、対象者が年金生活者支援給付金の対象に必ずしもならないということから、さらに1年間軽減の特例措置を継続した後に廃止されることとなっております。

②につきましては、1月25日に公布されました、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴うものでございまして、均等割の5割軽減と2割軽減の対象となる範囲を拡大するものでございます。

次に、議案第4号平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は19億7,284万9,000円で、前年度比5億6,767万9,000円の減となっております。

議案第5号平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算は、歳入歳出予算の総額は8,618億3,017万5,000円で264億1,700万9,000円の増となっております。

議案第6号は、広域連合の非常勤職員の公務災害補償等を行っております北海道市町村総合事務組合の規約につきまして、他の構成団体の削除と構成団体の名称の変更等を行うものでございます。

続きまして、こども医療費助成事業等の拡大について、報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

今定例会に上程中の31年度予算におきまして、4月から中学生の入院の医療費をこども医療費助成の対象に追加するというを提案させていただいております。拡大内容はこの表にございますように、中学生の入院に係る医療費の自己負担につきまして、課税世帯は1割負担、非課税世帯は初診時一部負担金のみとするものでございます。

拡大の所要額につきましては、31年度予算では、初年度のみかかるシステム改修費を含めまして、740万4,000円を計上しております。システム改修費を除いた448万8,000円が対象拡大の実質的な所要額となります。

拡大の対象効果につきましてはごらんのとおりです。入院に関する助成の拡大というのは、1件当たりの医療費が比較的大きく、市民が急な出費で本当に困るということを防ぐことができるという意味で効果が大きいと考えております。

近隣市町村の状況ですが、30年度の現況では、中学生に助成範囲を拡大していないのは小樽市と江別市のみという状況となっております。

この拡大のスケジュールですが、今回の拡大は財源の一部に企業版ふるさと納税の活用を考えておりますので、現在これに必要な地域再生計画の認定申請中でございます。そして、3月末までに必要な規則改正を行いまして、4月診療分から拡大を実施いたします。ただし、予算成立後にシステム改修等を行った上で受給者証を発送いたしますので、実際に中学生に受給者証を送付できるのは4月中旬になります。したがって、8月診療分からは、病院でのお支払いの時点で1割負担、または初診時一部負担金のみになるようになりますのでけれども、それまでの4月診療分につきましては、病院では一旦3割負担をしていただいた上で市役所で手続をしていただいて、後日払い戻しをするような形となります。

このため、手続が必要なことにつきまして周知を徹底いたしたいと考えておりまして、まず、対象者となる中学生には学校を通じまして全員に案内文をお渡ししたいと考えております。その上で、広報おたるや市のホームページ

ジ等を活用したり、各報道機関への報道依頼を行い周知を図りますほか、市内の医療機関にも協力を依頼して、実際に入院する中学生がいた場合には手続を御案内いただくようお願いしたいと考えております。

○委員長

「小樽市地域ケア推進会議について」

○（医療保険）介護保険課長

小樽市地域ケア推進会議について、報告させていただきます。

資料は A 4、1 枚ものでございます。地域ケア会議のうち、小樽市で現在実施されております地域ケア個別会議のほかに、平成31年度より新たに地域ケア推進会議を開催する予定であります。詳しくは資料に記載させていただいているとおりであります。推進会議は市が会議の実施主体となり、各地域包括支援センターが圏域ごとに行っている個別会議で発見、把握された地域課題を抽出して、地域づくりや地域課題の解決に向け協議していく場であり、協議検討後は、協議内容を個別会議へフィードバックして情報共有を行う仕組みとなっております。

このように、推進会議と個別会議が連携しながら圏域ごとに必要な取り組みを明らかにし、地域づくりや資源開発による地域課題解決に向けた協議を行い、本市の政策形成につなげてまいりたいと考えております。

○委員長

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査結果（中間報告）について」

○（福祉）こども育成課長

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査結果（中間報告）につきまして説明させていただきます。

配付いたしました資料は 3 種類ございますが、資料 1 につきましては速報版といたしましてアンケートの回答の単純集計をまとめたものであります。

次に、資料 2 は概要版といたしまして、資料 1 の単純集計につきましてどの項目が何%で最も多かった、次にどの項目が多かったというように文言で整理したものとしまして、現行の計画策定の際に行った平成25年度のニーズ調査と共通する質問項目につきましては、25年度の結果も抜粋して対比できるように掲載いたしました。

そして三つ目の参考資料ですが、先ほどの概要版での25年度の調査結果との対比で、回答の多かった項目に逆転が見られたなど、経年による違いが比較的顕著にあらわれた調査項目など、特徴的な点を抜き出した資料としております。

この場では、それぞれの資料の内容につきまして説明は省略させていただきますが、ぜひごらんいただければと考えております。なお、今後、小樽市子ども・子育て会議での協議や分析なども加えながら、今回お配りした概要版からさらに踏み込んだ形での報告書を 3 月中を目途に作成いたしまして、第二期計画の31年度からの策定作業に向かいたいと考えております。

○委員長

「小樽市自殺対策計画の策定について」

○（保健所）山谷主幹

小樽市自殺対策計画の策定について、報告をいたします。

小樽市自殺対策計画について、平成30年第 4 回定例会の当常任委員会において素案の説明をいたしました。この素案につきまして、31年 1 月 4 日から 2 月 4 日の間でパブリックコメントを実施いたしました。お二人の方から 22 件の意見が提出され、3 点について素案の修正を行い、計画を策定いたしましたので報告いたします。

修正点を表にまとめておりますので、資料をごらんください。

表の左側に修正前の記載内容、中央に修正後の記載内容、右側に申請理由を記載しております。修正の 1 点目は、自殺者の年齢別の状況について、60歳以上の状況についてのみ説明してはいたしましたが、他の年齢層の状況につい

でも説明を記載いたしました。

次に、修正の 2 点目は、自殺対策を支える人材育成の主な取り組みとしてのゲートキーパー養成講座の開催について、相談業務、従事者などを研修の対象者とすることを明記いたしました。

修正の 3 点目は、自殺対策の推進体制についてですが、小樽市自殺対策協議会及び小樽市自殺対策推進会議の開催頻度を年 1 回と明記いたしました。

素案に対し以上 3 点の修正をした上で、小樽市自殺対策計画を策定いたしました。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎動物行政の窓口一本化について

まず、動物行政の窓口一本化についてということで、ここは厚生常任委員会所管事項ということで承知をしております。各部所管にわたって、動物に関する業務を取り扱う部署、窓口があると思います。どこどこにあるのでしょうか。まず、それをお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

動物を取り扱う窓口についての質問ですけれども、これについては生活環境部生活安全課と保健所生活衛生課等になります。

○（保健所）生活衛生課長

保健所もペットということで、動物を所管しております。

○前田委員

そのほかに農政課もあろうかと思いますが、ここは所管違いなのですけれども、事前に御案内してあったかと思えます。それはどのようになっていますか。

○（生活環境）生活安全課長

産業港湾部農政課の部分になるかと思うのですけれども、それについては農政課から少し情報を聞いておりますので、答えられる範囲で答えたいと思っております。

○前田委員

そういうことで、生活環境部生活安全課と保健所、それに産業港湾部農政課ということで、3カ所ということでよろしいかと思います。

それで、これはまたそれぞれにお聞きすることになるのですけれども、まず、どのような動物を取り扱っているのかについてお聞きします。

○（生活環境）生活安全課長

生活環境部生活安全課なのですけれども、まずヒグマです。あとは市街地に出てくるエゾシカ、蛇とカラスが主になっています。

○（保健所）生活衛生課長

保健所は、人に対する動物由来感染症予防の観点から、狂犬病予防法に関する犬、それから、そ族・昆虫としましてネズミ、昆虫。

それから、蜂の駆除というのは昭和 51 年から保健所が直営でやっております、それを継続しております、63 年より業者委託しているという経過でやっております。

それから、猫に関しましては、動物愛護管理法を所管している後志総合振興局、北海道で協力する形で駆除対応等を行っております。

あとは、先ほど申しました動物由来感染症の絡みから、キツネの相談の業務も受けております。

○前田委員

産業港湾部はどうですか。

○（生活環境）生活安全課長

産業港湾部のことを先ほど言い忘れましたのでお答えいたします。

産業港湾部農政課では、農地に出てくるエゾシカ、あとは農地に出てくるヒグマの対応です。あとは、キツネ、タヌキ、アライグマ、こちらについて対応しているというふうに聞いております。

○前田委員

カラスは生活環境部、それ以外の鳥はどこがどう取り扱っているのですか。

○（生活環境）生活安全課長

カラス以外の鳥についても市民から連絡は寄せられております。その際に、こちらの生活安全課に市民から問い合わせられますので、それについてこちらで受けまして、例えば鳥獣保護管理員という方がいるのですけれども、その方をお願いして対応してもらおうという形をとっているところです。

所管については鳥獣の関係なので、市では鳥獣保護管理員の関係もありますので、北海道になるかというふうに思われます。

○前田委員

この後に聞こうと思ったのですけれども、カラス以外の鳥獣もいますよね。いろいろいるのだけれども、それはこの後、鳥獣保護管理員について聞こうと思ったのですが、それは全部、カラス以外の鳥類は北海道になるのですか。

○（生活環境）生活安全課長

カラス以外のものについては、例えば市で受けたものについては、鳥獣保護管理員として北海道から指定されている方がいるのですけれども、その方に連絡をして、対応のお願いをする形をとっております。

○前田委員

ということは、鳥獣保護管理員に関係するそういう取り扱う鳥獣については、私が冒頭に申した窓口一本化、これについてはなじまないということによろしいですか。

○（生活環境）生活安全課長

窓口の一本化に向けてなじむかなじまないかということも含めて、それは少し検討していきたいかとは思っております。

（「よく聞こえないというか、わからない」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう一度言っていただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

いろいろな動物がいますので、例えばそういうカラス以外の鳥類も含めて窓口の一本化に向けてこれから協議していきたいというふうに思っております。

○前田委員

少し違うのではないかと思いますのですが、北海道と言うから、なじまないですよと聞いたら、協議してまいりますということになると、一本化にしたいけれども今のところまだなっていない、これから努力するというように聞こえてしまったのですが。

○生活環境部長

所管の部分で北海道が対応するところ、それから市が対応するところがあると思うのですが、生活安全課に通報が来たときには、直接の対応ではなく取り次ぎというような形で北海道につながられるだろうというふうには思っております。ただ、直接市が窓口として受けて、それを直接対応できるかというとなかなかそうはいかないのかというふうには思っています。

あと、保健所と農政課につきましても、それぞれ所管の法律に基づいて取り扱いをしているというふうに認識しておりますので、その法律の中でそれぞれすみ分けがされるのかなど。ただ、生活安全課に通報をいただいたときには、それぞれの所管に連絡をして、所定の手続というか、処置をしていただきたいということではできないのかというふうには思っています。

○前田委員

そういうことですね。だから、今の課長の答弁では北海道なのだということだったのだけれども、一本化に向けてというのにはなじまないのではないかなという答弁だったなと思って、今、部長に答弁していただきました。

それで、保健所、生活環境部、産業港湾部、小樽市役所の中ではその3部がそういう動物に対応しているということで今報告を受けました。それぞれその部署によっていろいろな相談というか、動物にかかわる相談であるとか、苦情であるとか、あるいは許可であるとか、さまざまなことを私なりに想像しているのですが、出動だとか許可証の発行だとかを含めて多岐にわたるような作業的なものがあるのだらうと思います。

それで、保健所、生活環境部、産業港湾部、それぞれで一つ一つどうのということをお答えできるのであればそれはそれで結構なのですが、年間を通じて総件数というか仕事の量的な部分、これはどの程度それぞれの部署であるのか、許可証の発行も含めていかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所への相談件数と出動件数ということなのですが、犬に関しましては狂犬病予防法及び小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例に基づき対応しているわけでございますけれども、平成29年度は相談件数105件、それから30年度は本日で考えますと86件です。

それから出動件数なのですが、これは犬の保護という部分については業者委託もしておりますので、保健所の職員も直接立ち合いに出動するというのも含めまして区分はしていないのですが、29年度は65件出動しております、犬に関して。それから30年度は本日までで53件出動しております。

猫に関しましては、動物愛護管理法、先ほども申しましたように後志総合振興局へ協力する形をとっております、基本的には保護をするのは動物愛護管理法の観点から負傷動物ということで猫を保護しておりますが、済みません、保護件数は間に合いませんでしたので出せませんが、相談件数なのですが29年度は181件、それから30年度は157件ということになっております。

それから蜂に関しまして相談件数は29年度が360件、これも巣の駆除となりますと業者委託ということでやっておりますので、保健所の対応というのも一部あるのですが、出動件数といたしましては業者が127件ということになっております。30年度は相談件数が448件、それから出動件数が114件。

それと、ネズミ・昆虫等の相談件数ですが、29年度は59件、30年度は51件、出動件数は済みませんが数を集計しておりません。

キツネの相談件数ですが、29年度は37件、それから、それに対しての出動、現場の確認ということで18件。30年度は相談件数が17件、出動が6件という数です。

○（生活環境）生活安全課長

生活環境部生活安全課の年間取り扱い件数なのですが、まず、ヒグマに関して平成29年度の通報件数は相談件数と一緒に26件。そして、29年度の出動件数は25件、30年度の相談件数及び通報件数については41件、出動件

数については39件となっております。

あと、市街地に出たエゾシカの関係です。29年度の相談件数及び通報件数は同じく18件、出動件数が16件、30年度の相談件数及び通報件数については19件、そして出動件数についても同じく19件となっております。

次に、蛇の相談件数及び通報件数なのですけれども、29年度は44件、そして出動件数が23件となっております。30年度の相談件数と通報件数は55件、出動件数については23件です。

最後にカラスなのですが、カラスの29年度の相談件数、通報件数なのですけれども、29年度は229件。そして出動件数なのですけれども、出動件数については数を押さえていないものですから、今はお答えできないという形になりますので、後でわかり次第お答えしたいと思います。そして、カラスの30年度の相談件数なのですけれども、30年度は233件、そして出動件数については同じく数字を押さえていませんので、後でわかたら報告したいと思います。

（「産業港湾部は」と呼ぶ者あり）

産業港湾部農政課ですが、これは数字を聞いておりますのでお答えいたします。

農政課に関しては、相談件数及び通報件数、出動件数についてはみんな同じ数字だというふうに聞いています。まず、29年度のエゾシカについては12件、30年度の見込みですけれども15件。

タヌキは、29年度の相談・通報・出動件数は1件。30年度の相談・通報・出動件数については4件。

続きまして、キツネの29年度の相談・通報・出動件数については16件。30年度については14件。

最後に、アライグマの29年度の相談・通報・出動件数は15件。30年度の相談・通報・出動件数については20件。

（「ヒグマは」と呼ぶ者あり）

ヒグマについてはなしです。

（「ないの。相談も何もなかった」と呼ぶ者あり）

はい。

○前田委員

これで3部、今聞きました。相当な数の、トータルすると大変な延べ数になるのですけれども。

それで、これらに携わる市の職員というのか、これはそれぞれ3部署で何人ずつ携わっているのかについてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

生活環境部生活安全課では市民相談係で対応しているのですけれども、係長と係員を含めて3人です。

そして、産業港湾部農政課では、鳥獣関係用務に従事する人数というのは3名と聞いております。

○（保健所）生活衛生課長

生活衛生課では主査2名、係員1名という形で3名になります。

○前田委員

これで生活安全課が3名、農政課が3名、保健所が2プラス1で3名と、それぞれ3名ずつが動物行政に携わっているということで、合計9名になるわけであります。

それで、先日鹿が出ましたよね、勝納川の上流から下流に向かって。その後、次の日も少し騒ぎがあったようでありますけれども、あれはもともとどこの所管だったのか、その対応所管というか、それはどこが対応したのですか、結果的には。その辺をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

先日の2月27日に出没しました、奥沢に出たエゾシカの件なのですけれども、これについては対応は生活安全課で行っております。本来の対応部署は生活安全課になっております。その理由としては、先ほど……

（「いや、ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○前田委員

私の勘違いだったらごめんなさいということになるのだけれども、生活環境部が今回のエゾシカの出没の騒動は対応しましたよと言って答弁いただいたのですが、以前は違ったのかなと私は思ったものですから、今そういう質問をしたのです。

だから以前、昨年なのかおとしなのかは別として、以前ずっと生活環境部で対応していたというなら、これはまた別の話だけれども、最近変わって生活環境部が対応したのですというのであれば、以前はどこだったのかということをお聞きしたいです。

○（生活環境）生活安全課長

確かに以前は農政課でエゾシカについては対応しておりました。

それで、平成24年なのですけれども、北海道でアーバンディア対応マニュアルというのを設けまして、その関係で、以前は農地に出ることが多かったのですが、だんだん餌などを求めて市街地に出るケースが多くなったので、それで話して、農政課ではなくて、市街地に出るということで市民の安全を守るためということも兼ねて生活安全課に部署が変わってきたという形でできております。

○前田委員

平成24年まで農政課で対応していたということで今聞きましたが、6年前、そのアーバンディアというのを私は勉強不足でよくわかりませんが、そういうアーバンディアとかというものが何か示されたことによって変わったのか、生活環境部でやってくれないか、対応してくれないかということでそう変わったのか、この辺はどうなのですか。

○（生活環境）生活安全課長

詳しい経緯について今はわからないのですけれども、当時、多分、農政課と生活安全課で協議して、農政課では農地の関係が主だと思いますので、そうではなくて、市街地に出てきたものについては市民生活にかかわることなので生活安全課で対応すべきという形で話が出て生活安全課で対応することになったというふうに思われます。

○前田委員

それはそれでいいのですけれども、要するに聞きたいのは、農政課でやっていたことが生活環境部に変わった、要するに変われるのですよね、結論としては。それは、当然理由があるから変われるのですけれども、要するに同じような体制を持っていながら変われるのですよね、対応ができるという、何と言ったらいいのか言わんとすることはわかると思うのだけれども。

変われるのですよね、どうなのですか。相当難しいものなのですか。この部署間をまたいで取り扱いが変わるといことは相当難しいことなのか、何かあるのか、そういう同じ市の行政がやっていることで。いかがなのですか。

○生活環境部長

全ての窓口というか、その取り扱いを1カ所の部署でやるというのは、法律関係ですとか動物に対応する対応の仕方というか方向性があるので少し難しいのかとは思っています。ただ、その取り次ぎも含めて通報窓口を一元化するというのは可能なのかなというところは思っております。

農政課につきましても、鹿も熊も対応していただいているのですが、基本的に農地に出たものということで、市街化区域というか町なかに出るものについては、やはり農政課は対応できないのです。

それで生活安全課がどういう対応をしているのかということ、周囲の皆さんに注意喚起をして、注意してくださいねと、あるいは猟友会の方に連絡をして、熊とか鹿について山のほうへ追い払うとか、そういうようなことしかできていないというのが現実なのです。ただ、全てのものを1カ所で全部やってしまう、完結してしまうというのは少し難しいのかというふうには思っています。

○前田委員

それで、部長の今の答弁は難しいという話なのですが、前市長の時代、要するに行政改革的な発想で、動物の一元化ばかりではなくいろいろな項目がずっとあったと思うのですが、たしか私もその一覧表を見て、動物行政の窓口一元化を検討するという話が出て、そうなるのかなと思っていました。

それで私もこういう質問をしているのですが、なぜ立ち消えになってしまったのか。あるいは、なぜなっているのか、この辺を少しお聞きしたいなど。私の知るところではないので、そちら側しかわからない話なので。そういうのがあったのです。まずそこを確認したい。あったか、なかったか。なかったというのなら、私の見間違いですし、それがあればあったということでお聞かせください。

○生活環境部長

以前、確かに組織改革の流れの中で窓口を一本化しようという話があったというふうには聞いております。当初は、生活環境部で持っている所管の部分を農政課にというふうにも聞いています。ただ、あくまでも農政課は、やはり農地に出たものが中心ということだったので、その後、生活環境部に一本化しようとか、そういうような話し合いは進んできていて、現実的には機構改革がストップした時点で、この辺についての一元化も今はとまっていると、そういう状況だというふうに聞いております。

○前田委員

難しいって、難しいから今まで分けてそれぞれの窓口でやっていたのでしょけれども、そういう行政改革的な組織の見直しで、そういう発想を持って紙に文言として落とすところまで行ったわけですから、それなりの発想というか考え方はできるのではないかと、可能性がまるっきりないものをそこへ出したわけではないと思いますので、なぜそういうふうになって立ち消えになったのか、議論されなかったのかなというのが今の私の質問の趣旨なのです。

市民だとか、そういう農家の方もおられるでしょうし、いろいろな方から、動物の関係でお電話をした場合などに、昔でいう悪い言葉で言えば、たらい回しの発想で、あちらだよ、こちらだよとこうなる。そういうことのないようにと思って、恐らくそういう発想で説明員サイドもそういう見直しをかけてきたのではないのかなと思っていたのです。

私は、それはそれでいいことだと思っていたのですが、繰り返しになりますけれども、今立ち消えになってしまったどこに行ってしまったのかと、こう思っていて、これを今もう一度呼び起こそうと、眠っているものを起こそうというふうにして、今質問しているのです。

できるものとできないものがあるかと思いますが。病的な部分であれば保健所だとか、そういうこともあるのでしょうかけれども、私が見たり聞いたりしている部分であれば、農政課の部分と今の生活環境部の部分については相当近い関係にあって、相当リンクしているのではないかと。もう少しやれば、かちんとはまってしまうのではないかとするような気もするのです。

そういう発想があったから、恐らくその見直しのところで、そういう部分の提案をした職員もいたのだらうと私は思うのですが、この辺はいかがですか。出ていったもの、スルーしたものをもとに戻して、もう一度そういう窓口をできるものについてはやろうという気はございませんか。

○生活環境部長

今の御指摘の部分ですが、以前の中では窓口の一元化ということの中で話し合いをされたのかなと。現実的に、例えば窓口として生活安全課で受けたとしても、やはり関係課に協力を求めるという部分は出てくると思っています。そういう意味では、要は市民の皆様より、そういう目撃された方が市のどこに連絡をすればいいのか、そこがはっきりすれば、それで一つ答えがあってもいいのかというふうに思っております。

それで、それぞれ、それをどのようなところでどういうふうに整理していくのかというのは、市役所内部の部分

でもあるのかなというふうに思っています。ですから、以前に生活安全課と農政課の一元化というのも、どちらで受けてどちらに情報を流すか、そのファーストタッチをどちらにしようかというところがメインで話されてきたように聞いています。ですので、そういった部分では、ファーストタッチの部分はどこに持っていくのかというのを決めることはやぶさかではないというふうに考えています。ただ、先ほども答弁させていただきましたけれども、全てその生活安全課の中で完結をするということは少し難しいかなというふうには考えております。ですので、委員のおっしゃるような部分につきましては、今後は農政課も含めて御協議させていただくというのはやぶさかではないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○前田委員

それぞれ理由を述べればいろいろ出てくるのですけれども、ただ、今言うように、市民周知がなかなかと言うけれども、やはり 1 回やらなかったら周知はできないし、やっていないことを周知するわけにはいかないの、やはり実施して周知をする、これが大切だと思います。だから、一步を踏み出すか踏み出さないか、周知をするかしないかという話なのです、恐らく。

やはりこの動物行政もワンストップ行政というか、いろいろ言われて久しいのですけれども、やはりこういうもの、できないもののできるものが当然あるかと思っております。だけれども、どこかでこれを始めないと市民周知につながっていかない。だから、ずっとこのままいくと、農政課なのか生活環境部なのかと、電話をかける人がどういう中身なのかかわかっていても、中身によってはそれは農政課ですよ、いやいやそれは生活環境部ですよと、ずっとそういうことが続いていくわけです。

ただ、今私が提案していることは、そういう窓口を設けることによって、市民周知を徹底することによって、その問題は少なからずというか、先にいくと、当然解決されるべき問題だと思います。ただやるかやらないかのことで、部長はそうはおっしゃるのですけれども、ぜひ農政課、産業港湾部とも、近い将来そうなるように、新年度に向けてやってほしいと私は思うのです。

それで、余計なことですが、後ほど退職の御挨拶もあろうかと思っておりますので、再度ひとつ気合いを入れて御答弁願います。

○生活環境部長

この部分については、以前からも話し合いというか、協議を進めているところでございます。今回の市の機構改革が立ち消えになった部分もありまして、少し立ちどまってしまったのかなというふうに思っています。

先ほども申しましたとおり、やはりファーストタッチというか、最初に通報するところはどこなのだというのがはっきりしているのがやはり一番いいのだろうというふうには思っています。ですので、産業港湾部を含めて関係課との協議は進めてまいりたいというふうに思っています。

○前田委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎子育て支援アプリについて

まず、一つ目にご子育て支援アプリについてお聞きしていきます。

予算特別委員会の中でも、子育て支援に関する情報発信について質問をさせていただきました。しつこいようなのですけれども、その中でも触れた子育て支援に役立つスマートフォン用のアプリに関して伺っていききたいと思

ます。

この数年間でスマートフォンは一気に普及率が上がり、日常生活の一部となっています。説明員の皆様の中にもお使いの方は多いかと思えますけれども、その活用の幅は非常に広く、ビジネスから教育、ライフスタイルにかかわるものまで、あらゆるアプリケーションソフトがリリースされています。ここで取り上げるのが全国各地で導入が進んでいる子育て支援のアプリなのですが、一口に子育て支援アプリといっても、単純に民間のものが圧倒的に多く、個人で利用するというものが多く、ただその中で一部、自治体と連携してサービスを提供しているものもふえてきています。私は、今回ここに着目をしているのです。

例を一つ挙げさせていただくと、マタニティマークの普及などを行うNPO法人で、ひまわりの会というところがあります。こちらが株式会社NTTドコモなどと企画をしてつくった母子健康手帳アプリというのがあるので、東京都の町田市であるとか、兵庫県の芦屋市が導入しております。これは、アカウントを取得すれば家族の中でもデータの共有ができるなど、非常に利便性の高いつくりになっているということです。また、一般的な、いわゆる冊子のタイプの母子手帳との互換性もありまして、手書きで書き込まれた内容をカメラで撮影すると、文字識別されてデータ化することもできるということです。この中のコラムなどもさらに充実していて、評判は上々のようです。

改めてお聞きをしていくのですが、現状として子育て支援室が認識している育児情報の発信について、市民ニーズはどのようなものでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

情報の発信についての市民ニーズという御質問ですけれども、本日報告で紹介いたしました資料を少しごらんいただきたいのですが、資料2の調査結果の報告書の概要版の16ページにございます問34で、「子育てに関する情報の入手先について」という問いがあり、この中では、子育てに関する情報の入手先については「広報おたる」が37.6%で最も多く、次いでSNSが29.6%ということで、調査結果からは広報おたるでの情報の収集が多いというふうになっているのですが、次いで約30%がSNSを活用し情報を入手されているということで、SNSでの情報の発信、それに対してのニーズは決して低くないのかなというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

今、せっかく御紹介いただいたので、私も先ほどこの問34を拝見していたのですが、SNSでの情報入手というのが29.6%で、プラス、複数回答ありなので単純に合算するわけにはいかないのですが、小樽市のホームページをごらんになっている方が18.2%、市以外のホームページが10.4%と、やはりウェブ上で情報を入手する方というのは多いのかなというふうに感じました。

そこで、予算特別委員会の中でも要望をしたのですが、こういった子育て支援のアプリを積極的に導入していくという意向はございますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今ごらんいただきましたニーズ調査の結果ですとか、それから、現在いろいろな子育て世代の情報の入手先というのが、やはりSNS、パソコンですとか、それからスマートフォンなどをよく活用されるということもありますので、ぜひ早急にアプリの導入については研究して、いろいろと調査をしていきたいなというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

先ほど母子手帳のアプリに関しての御紹介をさせていただいたのですが、そのアプリとはまた別の会社が運営するもので、子育て支援に特化したものがありまして、先日の予算特別委員会でもお話ししたように、カレンダーで子育て支援のさまざまな情報を得られたりですとか、行政側から月齢などその人に合った情報をお知らせするということが望まれている中で、こうしたアプリを使うとそれが可能になってくるわけです。

予防注射や健診のタイミングを行政側から伝える、いわゆるプッシュ式のお知らせですとか、子育てに関連するイベントの参加予約がそのアプリ上からできるというものもできてきています。一から新しいものを開発するとなるとどうしても予算も限られていますし、時間もかかってしまうということでもかなりの負担になると思いますけれども、既に自治体向けとして民間で開発、リリースされているものに参画するのであれば、他都市での導入実績もあるわけですし、スピード感というのもしっかり上がっていくのではないかなと考えています。さらに、費用負担も最低限で大きな効果を上げられると認識しています。

こうしたアプリを仮に小樽市が導入するに際して、課題となるのはどのようなことが考えられますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今の御質問の中で課題ということなのですが、やはりおっしゃったような費用負担も当然ありますけれども、現在、子育て支援の情報につきましては、ホームページはもちろん紙媒体でも子育て支援ニュースというような形で、そういったもので情報提供をしております。それに加えてアプリを導入して、さらに別の媒体で情報提供をするとすると、そういった情報、中身のコンテンツのデータですとか、そういった更新について作業として重複してしまうと、業務増が少し懸念されるというような課題があるのかなというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

実は、後段で話をしようかなと思っていたのですが、今、紙媒体の話が出ましたので少し触れさせていただくと、複数の部署からアプリに情報が集約されると、紙に落とし込むときに若干楽になるのではないかなという考え方もできると思うのです。なので、アプリと紙と両方の二重で行うというよりは、一つの情報をもとに双方、もしくはアプリを入口として情報が集約されたものを紙に落とし込むという形になっていくのが望ましいのかなとは思っております。

次の質問になるのですが、この導入に際して、行政上どのような手続を踏む必要が出てくるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

やはり既に民間で提供されておりますアプリを導入するというふうになりますと、無償のアプリがあればいいのですが、そうでない場合にはそれを購入したりするような予算措置ですとか、それから、実際にはそういった民間との契約の手続などが必要になるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、期間的なものをお聞きするのですが、導入するとなった場合に、導入決定からサービス開始まで、一般論でも構いませんがどのくらいの期間を要するのでしょうか。これに周知期間も含めてお答えいただけますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

なかなか導入から周知、それから利用できるまでの関係で、具体的にまだいろいろと検討段階といいますか、これから検討する部分ですので、予算化から契約など、その期間が一体どれぐらいなのかというのはなかなか具体的に申し上げられませんが、例えば、今いろいろなところで提供されているのを見ると、もう 2 カ月程度で利用を開始できますよというふうなところもあれば、例えば他都市でアプリを構築から配信までプロポーザルでつくろうとしているようなまちもありまして、そこですと本当に 1 年かけてやっているというところもあります。ですので、なかなかはっきりとお答えはできない段階でございます。

○高橋（龍）委員

今のお答えで言うと、逆にプロポーザルで一からつくっても 1 年ぐらいでできてしまう。結構スピード感があるのだなというふうに印象を受けました。

先ほど、費用の話も出ていましたけれども、そのアプリの中には、イニシャルコストやランニングコストがかからないというものもあります。実際に私もダウンロードしてみました。小樽は地域として非対応であるものの、基

本的な機能というか、そういったものは見ることができて、感想としてはユーザビリティも高く、今後の拡張性も非常に期待できるため、ユーザー側としては満足のいくものだというふうに思います。

本市として、先ほどおっしゃっていただきましたが、庁内の労務負担との兼ね合いというのものもあるかもしれませんが、やはり子育て世帯に望まれているものだと認識しています。それで、先ほどもニーズの聞き取りについてお話ししましたが、今回の第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果中間報告、この中で、問34の設問として、子育てに関する情報の入手先という設問であるので、厳密に言うとニーズというよりは今どういうふうに情報をとっていますかという話だと思うのです。

これまでにアプリという部分に特化して、保護者からの意見の聞き取りなどを行ったということはありますでしょうか。ないとすれば、地域子育て支援センターですとか保育所などで、大げさなものではなくていいのですがアンケートみたいなことを行って、例えばアプリ導入の場合に実装してほしい機能などを探ってみてはいかがかと思いますが、御所見をお伺いします。

○（福祉）こども育成課長

アプリという部分に特化した意見の聞き取りなどは、実際には行ったことはございません。

委員のおっしゃるとおり、今後アプリを導入していくとすれば、せっかく初めての取り組みですので、できれば効果的で有効なものにしていきたいというふうに考えておりますので、より広い意見、市役所の中にも子育て世代はおりますので、そういった者も含めまして、より広い意見を聞きながら効果的な導入について研究していきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

本当に前向きに取り組んでいただきたいのですが、やはり子育て中の保護者は日々忙しくされていて、その中でもいろいろな学びであるとか、人とのつながりというのを求めているのかなと思っております。今はロコミなどで子育てのイベントに参加をしてみるという方も多く聞きますし、どうしても断片的な情報になってしまっているとも感じます。いずれにせよ、わかりやすく、多くの情報を提供できるようにすることの重要性は、本市としても私と認識を一にしていると思えますから、引き続きよろしく願い申し上げます。

◎防災について

次に、防災についてです。

第3回定例会の厚生常任委員会においても災害対策にかかわる質問をさせていただきました。このたび、小樽市地域防災計画の見直しが図られたと認識しております、昨年9月の北海道胆振東部地震においては、揺れもさることながら、やはり日常生活に大きく影響を及ぼしたのはブラックアウトであったと思っております。今回はその地震での教訓も生かした計画に変わっているのだと思います。厚生常任委員会ですから、本来防災については所管外ではありますけれども、この中でお答えいただける範囲で質問してまいりたいと思います。

まず、胆振東部地震を受けて、この厚生常任委員会の所管する各部署から災害対策室に対してどのような意見を伝えておいでですか。

○（生活環境）小山主幹

私からは、町会の担当として答弁させていただきます。

避難所の開設については、当時、消防車による広報をいたしましたけれども、その際に内容が聞こえないという意見が町会から寄せられました。この件につきましては速やかに災害対策室に連絡をいたしまして、車をゆっくり走らせるとか、途中でとめてというような形で対応をして改善されました。ただ、避難所を閉鎖した後も町会からは、随時なのですから同様の意見がありましたので、私から災害対策室に報告させていただいたという経緯はございます。

○（福祉）障害福祉課長

福祉部では、障害福祉の団体から要望がありまして、それを災害対策室に伝えているのですが、まず、聴覚障害、視覚障害の関係団体から専用の避難所を設置してもらえないかという意見がありましたので、それを災害対策室に伝えております。あとは、視覚障害の方なのですが、例えば避難所に避難するときに視覚障害の方は白杖を使うのですが、慌てて移動したりすると白杖を折ったりすることがあるということで、避難所に白杖を設置してもらえないだろうか。あるいは、避難所でトイレを使用するときに和式のトイレだとトイレを汚してしまってもわからないのです。それで、それを確かめるということをはかの人に見てもらわなければならないと、そういうことがあるものですから、避難所の簡易トイレは洋式にしてほしいとか、そのような要望がありましたので、それらをメールにて災害対策室に伝えているところであります。

○（保健所）山谷主幹

保健所といたしましては、医師会と医療救護計画に基づいて医療体制を構築していくということがございましたけれども、このたびの災害対応で医師会とも評価会議といたしますか、反省会といたしますか、そういうものをきちんといたしまして、その中では、やはり一次救急を担う小樽市夜間急病センターに非常用電源を備えまして開設できるようにというようなことですか、あとは、これまでの医療救護計画では市内の医療従事者などによって災害医療を担うことになっておりますが、大規模災害などにおいてはそれでは立ち行かないということで、外部からのDMATですか、そういう支援ということも必要だということで、北海道や外部支援機関との連携ということも御意見としてはいただいております。

あとは、医療情報の集約ということでは、北海道で行っています広域災害救急医療情報システムというものがあられて、こちらは厚生労働省が所管しまして、医療機関の基本情報は北海道が入力しているものでございますが、それを市内の医療機関が入力するというのもございますけれども、そういうシステムをきちんと使って、医療情報を速やかに集約してほしいというようなことが挙げられておりました。

○高橋（龍）委員

町会であるとか、また、障害者団体の方からは福祉避難所の話。保健所に関してはDMAT。EMISなどもかかわってくるのかなと思います。ぜひ、これを災害対策室に対して投げかけただけではなく、この後、計画、さらにマニュアルの中に入れていただくように要望をしていただきたいと思います。

また、今定例会で出されました新年度予算の中には、防災関係の経費がたくさん計上されていることもこの予算の特徴的な点だと思います。それを受けて、他の委員からも先日の予算特別委員会の中で避難支援事業、洪水、土砂災害ハザードマップの質問がなされておりました。避難の際に支援を必要とする方のリストを作成するという内容での質問でしたけれども、災害対策室の答弁の中で、災害対策基本法の部分に触れて、関係団体への情報提供の考え方を示されていたと記憶しております。その際、情報提供ができる関係団体の中に自主防災組織というのも挙げられていて、町会はほぼこれと同義であるというようなことを言っておいでしたけれども、つまりこれは自主防災組織としての町会にも支援を必要とする方のリストを共有していくということになるのかと思いますが、実際、町会からの要望というのはどうなっていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

9月の地震の際に御近所同士とか町会の役員が自主的に安否確認を行ったということは町会長からもお話をお聞きしております。やはりその中で、介助が必要な御高齢の方とかの把握が難しいという御意見もありまして、各町会にリストを提供できないのかというような御意見もいただきました。その件につきましては、所管である災害対策室に話をさせていただいたということもあります。

また、ことしの1月24日に開催されたのですが、平成30年度の町会長と市との定例連絡会議という町会長を対象とした会議があるのですが、この中でもやはり防災にかかわる情報提供ということで、同じように町会から

このリストの提供について迅速に対応してもらいたいというような意見がありましたので、そのとき災害対策室も同席しておりますけれども、そういった意見も出ておりました。

○高橋（龍）委員

私も先日、とある町会の役員の方とお話をしたときに、やはり前回の地震のときにそういったリストがなかったから安否確認が結構大変だったというようなお話も聞いています。そもそもその支援を必要とする方のリストには高齢の方、肢体不自由であるとか、先ほどもお話がありましたけれども視覚、聴覚に障害のある方など、さまざまな事情によって名前がそのリストの中に挙げられるのだと思います。個人情報取り扱いという観点からも、なかなかデリケートな部分があるのも承知はしています。とはいえ、いざというときに人命にかかわることですから、リストの活用というのが必須なわけです。

ここで伺いをしますけれども、自主防災組織を持つ町会に対して、そのリストが共有される際の生活環境部のかかわり方というのはどうなるのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

自主防災組織のリストの共有につきましては、今のところは、直接災害対策室と町会で対応することになっているのですが、先ほどもお話がありました町会も、今個人情報保護法という問題があります。この名簿の取り扱いの整理というものも必要でありますので、災害対策室や町会から要請があれば、生活環境部も一緒に対応していきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

やはり、そのリストの取り扱い方といいますか、災害対策室から町会にリストが出たとして、その保管場所であるとか、そういったこともきちんと考えていかなければいけないのかなというふうには考えています。

次に、町会における防災についての自主的な取り組みの必要性というのは今後認識も高まっていくと思いますけれども、例示いただけるものがあればお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

こちらを一つ御紹介したいのですが、9月の地震でブラックアウトを経験したことから、東雲町会ほか4町会で構成いたします浜小樽地区連合町会、こちらは増田会長のところなのですが、こちらの地域の活動拠点でありまして、なおかつ市の指定避難所でもあります旧堺小学校の中に地域活動室というところがあります。こちらに独自で、できればことしの夏ごろまでに小型発電機を設置する予定だということで、増田会長からお聞きしております。

○高橋（龍）委員

それぞれ各町会においても今後取り組みが進んでいくとは思いますが、その自主防災組織というのも、多くの町会に波及していくことが望ましいと考えています。また、災害に強いまちづくりに向けて意識が醸成されていくことを願っております。

◎風疹について

次に、風疹についてです。

前定例会の中でも風疹についての質問が出ていましたけれども、その後の話を少し聞かせていただければと思います。小樽市内でも風疹は発生していますが、国立感染症研究所の発表でも、ここ数年減少傾向であった風疹の患者数が昨年増加に転じたというふうにいわれています。

本市においても発生したということですが、その経緯とその後の経過をお知らせいただけますか。

○（保健所）山谷主幹

本市における風疹の発生状況についてのお尋ねだと思います。それで、昨年12月に10年ぶりに患者の発生がございまして、その後断続的に、ことしに入りまして1月、2月、今月もなのですが、断続的に患者の発生

がありまして、12月からの累計では、きょう現在19人の患者の発生がございます。

それで、その発生した患者の状況を少し分析いたしますと、例えば御友人関係であったり、それから何かグループでの接触であったり、それから職場での接点があったといったような、感染の関連性がある例は19例のうち3例、4例ぐらいでして、ほかの方々はどこから感染したのかというのがはっきりとわからない、そういった方になっています。断続的に出ていますし、それから潜伏期なども大体2週間から3週間ということなものですから、この後も経過を見なければなりませんし、まだ少し終息といった状況には至っておりません。

○高橋（龍）委員

19人出ているということです。自分がキャリアだということを認識せずに周りにばらまいてしまうというケースもあるのかなと思います。

妊婦への感染で、子供が先天性風疹症候群に罹患するという危険性もあるやに聞いています。厚生労働省の指針では、平成32年度までの風疹の排除を目標としていますけれども、それを達成するために各地域の保健所の担う責務というのは大きいものと思われませんが、本市においてはどのように取り組んでいけますか。やはりワクチンの接種をしていただくということが最重要課題であるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの委員の御質問ですけれども、最後のワクチンの接種をしていただくことが最重要課題というのはおっしゃるとおりかと思えます。本市の取り組みなのですけれども、まず、今回、風疹に係る追加的対策としまして国で本年2月1日に予防接種法施行令が改正されたところでございます。これは公的な予防接種の機会がなかった世代でいらっしゃいます39歳から56歳の男性を対象に、3カ年かけて定期接種の対象として風疹の抗体を持っていたためいろいろな処置をするということになっております。

本市では、2月8日に厚生労働省で自治体向けに手引きというものが示されまして、その内容に沿って、まず初年度は風疹の患者の発生数が多いことなどを勘案し、この世代の中のさらに若年層である39歳から46歳の方に重点的に対応することとなっております。3月末から4月上旬に風疹の抗体検査及び予防接種の受診券、クーポン券という言い方をしているのですが、これを発送できるように今作業に着手しているところでございます。大体、概算で約5,000名の方、この年代で本市の場合はいらっしゃいます。そういった作業に今着手したところでございます。

この部分なのですが、蛇足になるかもしれないのですけれども、いきなり予防接種というわけではなく、まず、風疹の抗体があるかどうかという、そういう確認作業がまず前にありまして、その次にその保有抗体率が低い方に対して予防接種をするというような、そういうふうに政省令の改正になってございますので、それに沿った作業となります。

○高橋（龍）委員

今、約5,000の方にクーポン券を送付するというお話がありました。そもそも自分がワクチンを打っていないということすら御存じない方もかなり多いのだろうというふうに認識しております。

先ほど挙げていただきました特定の年代の方がほとんどだと思いますけれども、未接種の方が市内に何人くらいいらっしゃるというのはおわかりになるのでしょうか。加えてその割合もお聞きしますけれども、本市の人口に占める未接種の方の割合、または年代ですとか男女で見た場合に特徴的な例というものあればあわせてどの程度になるのかお示しをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの未接種の方の人数ですとか割合なのですが、この辺は、まずこういう公的な予防接種を受ける機会がなかったという年代もありまして、そういった人数ですとか接種率というものは把握できていないものでございます。これは多分、市町村どこも同じような状況かと思えます。例えば、今、定期の予防接種になっております12カ月から24カ月ですとか、5歳から7歳の、そういう一期、二期というような部分でいきますと90%を超えるような

予防接種を受けていただいておりますので、そういう若いというか、本当に、子供たちはかなり風疹に対する抗体をお持ちになっているという状況でございます。

また、今回のこの追加的対策では、国からいろいろ出ている資料の中でいっても、国立感染症研究所で、これも多分算出ということなので推計値ではあるかと思うのですが、先ほど言った今回の追加対策となっている39歳から56歳の男性で約80%はそういう風疹の抗体を持っているだろうというような推測になっています。それをさらに段階的に85%とか90%に引き上げていくというようなことで今対策をするものです。それ以外の年代につきましても約90%から、高い部分でいくと九十五、六%までというような、そういった算出といたしますか、推計といたしますか、そういう数字が示されているものでございますが、大変申しわけないのですけれども、本市という部分に限っていくとそういった数字は持ち合わせていないものでございます。

○高橋（龍）委員

最後の質問になるのですが、ワクチンの接種に向けた周知ですけれども、先ほどクーポンを送付されるということでお聞きをいたしました。それだけで周知が進むとも私は思えないところもありまして、興味を示していただくためというか、行かなくてはいけないのだということを皆さんに認識していただくためにどう呼びかけていくことが効果的だと考えますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

このあたりはまだこれからの課題でもあるのですが、まずは定期接種の場合、できるだけ個別に通知という、対象になれる方がはっきりされている場合にはです。そういう意味では、まずはそういったクーポン券をそういう方に送るのが第一に有効な部分だとは思ってございますけれども、それ以外にこういう感染性の風疹ですとか、そういった部分であれば、例えば国でもポスターをつくって啓発活動をやっております。そういったものを市としましても、医療機関だったりいろいろな場所、人が集まるような場所などに配布といたしますか、掲示をお願いするですとか、あとは、ホームページですとか市の広報も当然なのですけれども、例えばこういう場合ですと職場で、皆さんのお勤め先、ちょうど働き盛りの年代の方々が対象なものですから、何かそういった職場の部分で御理解いただくというのも大事なのかと思っております。

また、今回、予防接種などはまずは医療機関が基本なのですけれども、健診ですとかそういった機会も設けてできるよということ、今、国でいろいろ動いていただいています。そういった部分は順次になってくると思いますので、そういった中で何とか先ほど委員がおっしゃったように風疹の排除といたしますか、日本のを全体的に上げていけるように本市としましても努めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、多く目に触れる機会をつくっていただいて、感染性予防の観点から行政運営を進めていただければと申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 32 分

再開 午後 2 時 47 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について

最初に、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について質問いたします。

就学前については、以前調査した平成25年度と比較し一人っ子世帯やひとり親世帯が増加し、子供を預かってもらえる親戚、知人の有無では「いずれもない」という方が増加しております。そのため、気軽に相談できる人は保育士や幼稚園教諭とする人の割合が増加しているということが載っております。そうすると、この方たちの気苦労も絶えないというふうに思います。

このことについてどのように認識しているのか、この点についてお伺いいたします。

○（福祉）こども育成課長

ただいま、ニーズ調査結果に関しての御質問がございましたが、せっかくですので本日報告で使用いたしました資料のうち参考資料の部分で、今委員がおっしゃったことが整理されておりますのでごらんいただきたいと思っております。

参考資料の1ページ目に、「2 就学前児童を対象としたニーズ調査の結果」ということで、少し太字で、一人っ子世帯が増加とか、ひとり親世帯が増加ですとか、あとその下に、子供を預かってもらえる親戚、知人の有無が「いずれもない」が増加ですとか、そういったことの調査結果となっております。

今回の調査につきましては、無作為抽出で就学前の子供のいる2,000世帯を抽出したその調査結果でございますので、果たしてそれが市全体を正確にあらわしているかどうかというのはいろいろ考え方があろうかと思えますけれども、この結果だけから想像するには、例えば核家族化が進んで親と子供だけの世帯がふえている。それから、いずれの親も稼働している、仕事に出ているということで、そのことからさらに近所のつき合いもなくなりまして、なかなか子供が孤立しているような状況が少し想像できるのです。そういった中で、やはり子育てに関してはこういった保育士や幼稚園の教諭など、そういった専門職ですとか、そういった専門の施設に頼らざるを得ないというような、そういった傾向がうかがえるのかというふうに思っております。

○松田委員

同じく、小学校就学後の放課後の過ごし方で、自宅外の割合が増加し、「放課後児童クラブ」よりも「図書館、公園など」が増加となっております。そして、放課後児童クラブの土日の「利用する必要なし」が増加しております。

なぜこのような結果になったのか、考えられる理由についてもお示ししていただきます。

○（福祉）こども育成課長

今、就学後の子供についての放課後児童クラブの利用等に関するお話なのですが、これは先ほどごらんになっていただいた参考資料の4ページ目の下に問21があるのですけれども、この問いについては就学前の子供のいる世帯に聞いた就学後の放課後の過ごし方をどういうふうに希望するのかというような問いになっておりまして、そこでは委員がおっしゃっていただきましたとおり、自宅外での割合、例えば「放課後児童クラブ」ですとか「習い事」というのが増加したのですが、「自宅」が最も多いのは変わらないのですけれども、そういった外に出ていくという利用のほうが平成25年度の調査と比較して多くなってきたというような傾向がございます。

それから、「図書館、公園など」が増加ということで、これは25年度の調査では「放課後児童クラブ」のほうが「図書館、公園など」を利用させたいというよりも多かったのですが、今回の調査では「放課後児童クラブ」よりも増加したということになっております。

それから、この5ページ目の上に、土曜日、日曜日・祝日ですとか、要は学校がお休みの日に放課後児童クラブを利用させたいかという質問の中で、「利用する必要なし」というのが25年度の調査と比べてふえているというような傾向にあります。

それから、この報告書の9ページ目に、今度は放課後児童クラブの利用児童ということで、もう小学校に上がった子供のいらっしゃる世帯について、放課後の過ごし方について聞いております。まず、小学校1年から3年生までの子供がいる世帯については、ここでは「放課後児童クラブ」が一番多くて、その次に「自宅」ですとか「習い事」というお答えになっております。それから、子供が大きくなって高学年になると、ここはまた逆転して「自宅」が多くなって、「放課後児童クラブ」、「習い事」の順になっております。

そういった状況でありまして、必ずしも、今未就学の子供がいる世帯の小学校に上がったからの希望と、実際に小学校に上がった子供がいる世帯での希望というのがなかなか、どういうふうに考えたらいいのだろうかというふうに私も少し悩むところではありまして、詳細な理由ですとかそういった分析については今後も引き続き調査をしていながら、何とかニーズに沿ったような取り組みができればなというふうに感じております。

○松田委員

やはり今後の分析によると思うのですが、また同じく母親の未就労が減少し、フルタイムよりパートの希望が増加し、また、市外の教育や保育事業の利用希望者が増加しているというふうには書いておりますが、どのくらいそういう希望の人がいるのか、現実の状況だとかをお聞かせ願います。

○（福祉）こども育成課長

申しわけありません。具体的な市内全体のそういった市外での利用希望という人数までの把握はしていません。

○松田委員

それであと、保育所、幼稚園の子供の土日の利用希望が増加しているということは、就労している母親がふえたからではないかというふうに思いますし、認定こども園の利用者が増加したこともそれを裏づけているのではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

委員のおっしゃるとおり、そういった働きに出る保護者がふえてきているということが理由の一つかと思いますが、働く形態につきましても、前段の質問でもありましたパートがふえてきているということで、すなわち、時間もパートですから短いのですけれども、やはり働く曜日も土日、祝日にシフトが来たりですとか、そういった働き方を選ぶ世帯、保護者の方がふえてきているのかというふうに思っております。

○松田委員

あと、やはり同じく平成25年度と30年度を比較したところ、子育て環境支援の「満足度が低い」や「満足度がやや低い」が増加し、「満足度が高い」、「満足度がやや高い」が若干ふえていますけれども、全体の7%余りしかいません。この点についての御見解をお聞かせ願います。

○（福祉）こども育成課長

今、今回調査での「満足度がやや高い」、「満足度が高い」が7%程度ということで、さらに少し見ますと、参考資料の7ページの一番下に問32がございますけれども、実は平成25年度の調査と比較しましても、「満足度が低い」、「満足度がやや低い」が前回の調査を上回っている状況がございます。

非常に残念に思っておりますけれども、この理由ですとか原因について考えますと、この次の8ページ目の上の問33に、小樽市が子育てしやすいまちになるために重要だということということで、これを逆に捉えれば、今これがないから子育てがしやすすくないのだ、したがってそれが「満足度が低い」、「満足度がやや低い」につながっているのかというふうに捉えております。この子育てがしやすいまちになるために重要だということの中の一番多いところでは、道路や公園など、子供が安心して暮らせる環境の整備、それから教育費ですとかの費用負担の軽減ですとか、あとは救急医療ですとか医療負担ですとか、そういった部分が多く挙げられておりますので、こういった部分は厚生常任委員会だけではなく、いろいろな分野、横断的な取り組みが求められているのかというふうに感じております。

○松田委員

今説明があったその間33の中で、子育て町なか拠点スペースで、希望する事業内容で1位となったのが、平成25年度も30年度も、いずれも授乳やおむつかえスペースです。これは間33の子育てしやすいまちのために重要だと思うことの上に、公共施設や商業施設における授乳・おむつかえスペースを望む声が上位を占めています。

役所もそうなのですけれども、赤ちゃんのほっとステーションというのがありまして、小樽では8カ所が登録になっています。これは北海道で指定している事業ですが、もっと増加してくれればいいのになというふうに思っていますけれども、これについて御見解をお聞かせ願います。

○（福祉）こども育成課長

おっしゃるとおり、やはり子育てをする父親、母親が家にこもりっきりでずっといるわけではないですし、やはりまちに出ないことにはまちの活気もというような話もありますので、そういった方々がまちに出やすいような仕組みづくりという中で、一つこういった授乳・おむつかえスペースというのは有効な手段なのかというふうに考えております。

○松田委員

また、ここで同じくベビーカーの貸し出しを望む声も上位に上がっています。今、小樽観光に来る海外のお客様の中に、ベビーカーを押しながら歩いている姿をたくさん見ます。また、雪道でもベビーカーを押しながら歩いている姿を見ます。

それで、ぜひ小樽でも公共施設などでベビーカーを用意してほしいというふうに思いますが、市の施設でベビーカーを設置しているところはどのくらいあるのか、この点については押さえていますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

申しわけありません。直近の正確な設置箇所、箇所数ですとかは把握しておりません。私の記憶の限りでは、市役所の本庁と小樽市立病院にはあるというふうには認識しております。ほかは認識ございませんでした。

○松田委員

今お話があった小樽市立病院のベビーカーなのですけれども、実は、私はある子育て中の方から小樽市立病院にベビーカーがないと、ぜひ用意してほしいと言われて、私が要望して設置していただきました。そして、その台数が足りないので増加してほしいと言われて、要望して増加していただいたという、実はその経緯もあります。今後もしろいろなところで増加してほしいなというふうに願っております。

このニーズ調査についてはまだこれから分析されると思うのですけれども、市長の公約にもありましたし、とにかく小樽が子育てしやすい、満足度が不満の数と逆転していただけるように、今後この分析をしながら努力していただきたいなというふうに思います。

◎小樽市地域ケア推進会議について

次に、介護保険についてお聞きします。先ほど報告がありました、小樽市地域ケア推進会議についてお聞きいたします。

端的に言えば、地域ケア推進会議の役割は、今まで四つの地域包括支援センターで開催されていた個別会議で出てきた課題等をその圏域にとどめるのではなく、市全体として捉え、課題解決に向けそこで協議し、それをまた小樽市地域ケア個別会議に戻して各圏域の課題解決に導くということで、そういう考えでいいのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○（医療保険）介護保険課長

委員が今おっしゃられたとおりでございます。個別会議で出てきた案件が全て市全体のものと捉えるわけではございませんけれども、各圏域で出てきた課題等を精査、抽出しまして、市全体の住民課題と捉え、解決していくために協議し、また、個別会議と情報共有を行って、最終的には政策、施策を形成していくような会議になるという

ふうと考えております。

○松田委員

今までの報告によりますと、今までの開催計画によれば、個別会議の開催は平成29年度には11回、30年度には延べ13回というふうになっております。

これについては4圏域あるということなので、4圏域に分けて開催回数をお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

今回の資料でございます、平成29年度11回、30年度13回というのは、個別の支援困難ケースについての個別会議数について報告されておりますが、各圏域の回数といたしまして、29年度は市で施行したものがまず2回、次に中部圏域が2回、南部が7回、計11回でございます。市で施行したものの2回につきましては、各圏域全て出席されております。30年度は、北西部が3回、中部が4回、南部が6回というふうになっております。

東南部圏域がゼロ回となっておりますけれども、個別の支援困難ケースについての会議、開催されたという報告はないのですけれども、例えば、桜E団地の高齢者入居者情報だとか、高齢者世話付住宅についてのことだとか、そういうような会議については開催されているというふうに関及しております。

○松田委員

今お聞きしたら、やはり地域によって回数がかなりばらつきがあるなというふうに思うのですけれども、この4圏域での個別会議は、何か問題があれば随時開催していたのか、課題があってもなくても、一定期間を置いて定期的で開催されていたのか、この開催時期についてお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

課題によっては、定期的に会議が開催されているものもあるのですけれども、基本的には適宜開催されているということによろしいと思います。

○松田委員

あとは、この個別会議の説明によれば、個別会議の出席者には、地域の多様な関係者というふうを書いてあります。この地域の多様な関係者というのはどのような方を言うのか。案件によって出席する人も変わるのか、それともほぼ固定されているとか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

個別会議に出席される方は、協議内容について変わるものでございます。

構成委員としましては、地域包括支援センター職員、例えば、その職員の中にも主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等がいらっしゃいますので、その方々が入ると。そのほかに介護事業者、医師、あとは歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、民生・児童委員等、多様な職種や団体などから選定いたします。

○松田委員

本当に多様な人がかかわっているのだなというふうに今お聞きいたしました。

それで、今回新設される推進会議がなかった今までは、課題があっても地域包括支援センターの圏域内で解決してきたのか、それとも他の地域の方と個別に意見を聞いてきて情報交換をしながらやってきたのか、この点についてお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

圏域ごとに行われていた個別会議において出てきた課題などについては、もちろん圏域内で解決できていたこともあると考えておりますけれども、各包括の管理者だとか担当者につきましては結構顔を合わせる機会が多くて、介護保険課とかが主催の会議でも意見交換ができるようになっているものがあります。情報交換はかなり活発に行われてきたというふうと考えております。

今後さらに推進会議での協議を生かして、課題の解決、そして各圏域への情報提供、共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

この推進会議が今までなくてもいろいろと情報交換ができていたということですが、それで、地域によってそれぞれ課題が違うといいますか、例えばどのようなものをいうのかということなのです。例えば圏域によって医療機関に偏りがあったですとか、施設の偏りだとか、単身世帯が多いとか、人口構成とか、そういった違いとかということで、それぞれの課題について具体的にお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

地域によっての課題等ということでございますけれども、圏域ごとに北西部からお話させていただきたいのですが、まず圏域人口が少ない割に高齢化率が高い地区でございます。医療機関、買い物もできる施設が少なく、JR やバスも生活道路から遠いところまでしか来ていないと。あと、人口減少が結構著しいというふうに。あと、北西部包括地域で、オタモイ団地の地域課題を話し合う地域ケア会議は定期的に行っているというふうに聞いております。

次に中部ですが、北小樽地区については山坂が多くて、通院、買い物に難儀していると。あと、町なかですが、稲穂・花園中部の町なかという稲穂・花園等になるのですが、アパートに住んでいる方が多くて、地域で孤立しがちであるというふうに聞いております。

次に、南部圏域ですが、総合病院が集中しており、大きい病院が集中しているところでございます。あと、山側の地区、最上や天神等になりますけれども、交通事情だとか住宅事情が悪くて介護サービスの提供が難しくなっているところがあると。あと、ここも南部圏域の町なかといいますと、住吉町だとか住ノ江だとか、入船等ということになります。中部と同じくマンション、アパートに住んでいる方が多く、地域で孤立しがちだと。先日の停電の際はエレベーターだとか水道などに影響が出て大変だったというふうに聞いております。

最後に東南部ですが、銭函地区に介護サービス事業所が少ない。それでサービス提供に支障が出るがあると。圏域の中でも幾つかの大きな地域、まずは桜、あとは朝里・新光地区、銭函、地区ごとに結構大きく分かれていて、移動に時間と費用がかかるというふうなお話を聞いております。

○松田委員

今聞いていて、かなりいろいろな、そこそこによって課題が違うのだなというふうにわかりました。

それで、報告によれば個別会議は適宜開催というふうになってはいますが、推進会議については開催予定とだけとなっております。地域ケア推進会議は、地域ケア、個別会議を受けて開催するので、地域ケア推進会議も同様に適宜開催するのか、それとも今後は定期的で開催するのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

推進会議の開催につきましてですが、地域包括支援センター運営協議会と同時期の開催を予定しております。これが年 2 回程度、夏と冬に 1 回ずつ開催することになってはいますが、これと同時期に年に 2 回ずつ定期的に開催していく予定でございます。

○松田委員

今後いろいろと情報共有をしながらやっていただければというふうに思います。

◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について伺います。

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護ができた当初は、今まで利用していた事業所を変更しなければならないということを知っていましたが、現在はどのようになっているのか、その現状についてお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成24年4月から始まったサービスであります。これは利用者の居宅への定期的な巡回、随時の通報の対応など、利用者の心身の状況に応じて24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスということになっております。介護度の高い方ですとか独居、認知症の方でも安心して可能な限り御自宅で自立した生活を続けていくようにしていくと、これが目的になっております。当時、24年のときにはまだ1事業所ということがありまして、なかなかケアマネジャーもこの事業所が何のことやらわからんというようなこともありまして、なかなか浸透していかなかったというのは確かにあったというふうに聞いております。

今の状況ということでありますと、28年にもう1事業所がふえておりまして、利用者の数、登録者の数では今26名までいっておりますので順当にきているのかなと、当時に比べると順当なのかなというふうに思っております。先ほど委員からありました、その訪問介護を変更しなければならないというくだりですけれども、こちらはパッケージでの提供になりますので、訪問介護ですと簡単に言いますと24時間365日のサービスではないので、そのサービスを受ける場合にはこのサービスに対応できる事業所を使っていただくと、こういうことがあったかというふうに思います。

実際のところ、今期、第7期の介護保険計画の中でも定期巡回のこのサービス事業所を1事業所ふやすということで、32年度オープンに向けて公募を行いまして、これは1事業所が選定されております。今のところ予定どおり32年の開設に向けて進めているというふうに聞いております。

○松田委員

今、24時間365日というふうになると、すごく対応する人員確保だけでも大変になるのではないかなというふうに思いますが、この24時間対応の場合の人員配置には基準があるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

こちらにつきましては市条例で決まっております、市条例では、国の示す地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準とこちらをリンク方式で設定させていただいております。この基準に基づいた人員配置が求められます。これがなければ減算ということになります。それも人員がいればよいというわけではなく、必要な資格者などもそろえていただかなければだめだということになっております。資格的には、訪問介護を行う介護の方もそうなのですが、看護のサービスがついておりますので、保健師、看護師、准看護師、あとはドクターなども、また、社会福祉士の資格も必要な役職もございます。

○松田委員

今いろいろと人員についても聞きましたけれども、これに関連して介護施設の人員確保について伺います。

3月を迎え就職シーズンとなりました。この時期になると気になるのが介護職員の人材確保です。以前にもお聞きしましたが、小樽における介護職員確保の取り組みはどうなっているのか押さえていたらお聞きしたいと思いますし、介護現場における充足状況を実感としてどのように捉えているのか、この点についてお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

まず、人員確保につきましても先ほど少しお話ししましたが、第7期介護保険事業計画の中の計画目標の一つに人材確保、育成支援に向け取り組むというくだりを盛り込んでおります。これを受けまして、私どもで平成30年度の地域密着型サービス事業者の集団指導というのを毎年行っております。この中で人材確保、育成に向けたセミナーといたしますか、これは講演会ということで開催させていただきました。こちらは、あいおいニッセイ同和損保株式会社との連携協定に基づく講師派遣ということで実施させていただいております。当日、関係する事業者ですとか、また、北後志の圏域の関係事業者の方々にも案内させていただいて、せっかくだから皆さんで聴講してほしいということで御案内させていただいて開催したということではしております。

あと、それ以外にも道から人材確保に向けた講演会ですとかセミナーだとかという案内がどんどん来ますので、そういうものについてもホームページなどで逐一出して、あとはメールで関係事業者に連絡をしていると、このような取り組みを随時やっております。

それと、肌感覚での実感としてどう捉えているのか、充足状況ということですが、私どもは毎年 4 月 1 日現在の調査ということで事業所の現況報告の調査を行います。この事業所というのは私どもの管轄しております地域密着型サービス事業所ということになりますが、その中で提出いただいた書類に職員の名簿がありまして、その職員名簿の記録から資料をつくってみましたものがあります。これは毎年とっているものではなくて、ことし初めてやってみたのですけれども、その中で職員の方の平均年齢は 51 歳ぐらいだったというのがありました。

あとは職員の構成ということでありましたが、就労されているであろう 58 歳から 64 歳ぐらいまでの年と、あと 65 歳以上ということで、これを仮に分けますと 65 歳以上の方が 20% となります。それであとは 80% と、このような形になりました。年代別に見ますと、ちょうど 70 歳代の方もおりまして、これは 10% 程度と。20 歳の方も 10% 程度ですから、ここら辺が特徴的かなというふうな形で出ておりました。

事業所でも高齢の方がふえております。高齢の方は、実際に高齢になってから、前の仕事をやめてから介護の職につかれていますから、そのままやめていかれる方が多いと。ですから技術の承継といいますか、介護技術の承継だとか、その事業所のポリシーだとかを引き継ぐことになかなか苦労されているというのを感覚として感じるころであります。

○松田委員

介護施設では長期入院すると施設を退所しなければならないというふうには前は言われていましたが、最近は看取りをしてくれる施設が多くなり、それを施設選びの判断材料としているというお話も耳にしております。小樽で看取りまでしてくれる施設というのがどのくらいあるのか、その実態を抑えていたらお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

こちら私どもの把握できている範囲で、地域密着型サービス事業所についてお答えさせていただきますと、今、委員からお話がありました施設においてということでしょうか、今、看取りは実は居宅での看取りというのでも出ておりまして、国も施設系ではなく、居宅での看取りというのを進めているところでもありますので、その看取りを可能としている事業所でお答えさせていただきますと、全体の 53 事業所のうち 29 の事業所で看取りの加算を算定しております。看取りの加算を算定しているということは、看取りがあった場合にはそれをできる体制を確保しているということです。ですから、半分ぐらいの事業所が看取りに対して、できる体制を整えているというふうに理解しております。

ただ、実際のところ加算は取らないけれども、看取りはやった例がありますということもありますので、参考にいただければというふうに思います。

○松田委員

今後この看取りについては傾向が広がっていくのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

国でも看取りについては加算を新たにつくっていくという動きもありますので、この動きは広がっていくものと思います。あと、厚生労働省でも人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインというものがありまして、これを見直しまして、タイトルに医療とケアという二つが入っていると。介護の部分も含めてガイドラインを見直ししていっているということからすれば、今後こういう看取りについては国も進めていく考えがあるのかというふうに思います。

また、本市におきましても、小樽終末期医療を考える会というのが医療機関の方々、関係者の方々でつくっております。研究なり研修をそれぞれ進めていると承知しておりますので、小樽市内においてもそういう動きが広まっ

てくるのかというふうな印象を持っているところであります。

○松田委員

単身世帯が多くなってきますし、孤独死や孤立死という、一時そういう問題もありました。だからそういったことで、こういう看取りをしてくれる施設を選ぶという部分も出てきたのかというふうに思います。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについて伺います。

まず、本題に入る前にお聞きます。一昨年まではふれあいパスについては毎年更新してきましたが、昨年 4 月から更新の必要がなくなりました。ただし、J R の特殊乗車券だけは交付手続が必要となりますが、昨年の更新時にもう更新が必要なくなったということについての混乱などはなかったのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

交換不要の確認の問い合わせというのは結構ありました。ただ、大きな混乱はなかったものと認識しております。

○松田委員

それであと、現在のふれあいパスの対象者数、発行枚数、J R 特殊乗車券などの発行状況をお聞かせ願います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、平成30年度の対象人数になりますけれども 3 万7,070人で、以下、31年 2 月の数字でお答えいたしますが、発行枚数はバス乗車証が 2 万934枚。ただし、これは29年度に乗車証を交付した枚数に30年度に新規で交付した枚数を足した数字になります。J R 乗車券については1,639人です。

○松田委員

では、ここで本題に入りますけれども、今までのいろいろな事業経過を見てきますと、本当に当初は利用者負担がなかったのが、やはり高齢者がふえたということで、年を追うごとに利用者の負担が生じてきました。また、正規の運賃と利用者数の負担の差額を市と事業者で負担割合を決めて続行してきましたけれども、市の高齢化が進んできたということで、事業の見直しを迫られることになったわけです。

それで、平成27年第 3 回定例会で見直しになりましたけれども、調査していないとか、まだ調査に時間がかかるかということで見直しが延期されてきました。そうしているうちに前市長のバス事業者への不誠実な対応により、バス事業者の負担が打ち切られたことにより、全部市の負担となったことで、今、今年度の事業費が 2 億340万円になったということは御承知のとおりです。

それで、さきの本会議で迫市長から、庁内検討や事業者との協議を経た上で明年 4 月から新制度に移行したいという考えを示されましたが、明年 4 月に新制度に移行するという点については間違いはないのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○（福祉）地域福祉課長

現時点では、その考えです。

○松田委員

そこで、今、庁内検討というふうに述べていましたけれども、庁内検討というのは福祉部以外にどの部署を指すのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

財政部と建設部になります。

○松田委員

新制度に変更、移行する場合には、バス事業者との協議も必要になってきます。いつごろから新制度に向けての協議が始められるのか。また、さきのアンケート調査を受けて、老人クラブとの話し合いがなされていますので、

この方たちの意見も聞くのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

バス事業者とは、現在でも不定期ではありますが随時意見交換を行っておりますので、さらに早急に進める考えであります。あと、老人クラブとの話し合いですけれども、そのような機会を設けることも検討中です。

○松田委員

わかりました、検討中ということですね。

今、事業を継続する上で差額を負担せざるを得ない状態になっているためいたし方がないとしても、今までは1億5,000万円が事業費として市が負担できる限度というふうに言ってきましたが、市長がかわった今でもこのことについての考えは変わらないのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業が開始された当時から比べて本市の財政規模も減少しておりますので、そういった点も踏まえて継続できる制度としての目途ということでもありますから、1億5,000万円に変更はありません。

○松田委員

それで、事業費の限度が変わらないならば、対象者の年齢を引き上げるだとか、利用枚数に制限を加えるとか、利用者負担を増加するかという、こういう方法しか、こういう選択肢の中から選ぶしかないのかというふうに考えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業費を圧縮するに当たって、松田委員が御指摘の方法、いろいろ考えられるのですけれども、単純に利用者を制限するのではなく、できるだけ事業目的に沿った形でたくさんの方に外出の機会を確保できるような、そういう方向で考えております。

○松田委員

そうですね。やはり目的からいくと、そういったこと、今後1億5,000万円の事業費としてどのようになるのか、これから検討されていくと思うのです。

それで、使用枚数をチェックする方法として、現金では利用者と一般の利用者の区別ができないため、回数券方式かICカード方式しかないのではないかというふうに思うのです。私が平成27年第4回定例会でこの厚生常任委員会で伺ったときに、札幌市の例をひいてICカードにするにはシステム構築に時間がかかり、また億単位のインシヤルコストがかかるので、このIC化は難しいというふうに言っておりましたが、これは3年前の答弁でしたので、時代とともに技術も進み時間の短縮なども大幅にできるようになったのではないかというふうに思うのですけれども、その点の御見解についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ICカードは、やはりそれ相応の経費がかかることには変わりありません。あと、ICの検討の中で、事業者との協議でやはり課題というのがかなりいろいろ出てきています。ただ、何とか導入、どういった形で導入できるかというのは、引き続きこれは検討していきたいと思えます。

○松田委員

それであとは、どちらにしても来年度に見直しするということで市長も言っているし、先ほども見直すということの確認はとれましたけれども、どちらにしても事業の見直しについては市が単独で決めることはできませんし、バス事業者やジェイ・アール北海道バス、JR北海道との協議も必要です。

平成27年に実施した行政評価で見直しが必要と言われてから相当の年数がたっていますし、また、見直しが具体的に議会に提案されてから3年以上がたち、それに伴いアンケート調査もしてきましたし、これまでも種々検討されてきたと思いますので、来年4月の実施となれば、次年度の予算計上の時期から考えると検討時期も限られてく

と思うのですけれども、見直し案の提示までのおおよそのスケジュール等があればお聞かせ願います。

○（福祉）地域福祉課長

スケジュールは、現時点では決まっていません。ただ、早急に検討を進めて、まず部内で案を固めて、事業者との協議も当然ありますけれども、庁内議論を経てできるだけ早い時期に議会に提案できるように考えております。

○松田委員

とにかく私もいろいろな方とお会いする中で、特に御高齢の方とお会いする中で、このふれあいパスがどうなるのだろうか、と、すごく心配されている方の声が多いです。それで先日もふれあいパスについては、平成31年度はこのままいくみたいだよと言ったら、安心しておりました。というのは、その方は御主人が老人施設に入っているものですから、そのお見舞いだとかに行くときにふれあいパスがすごくうれしいのだと言っていました。

そういったことで、今後いろいろと検討されてくると思いますし、今もスケジュール的にはまだこれからだというふうにお話がありましたけれども、とにかくいろいろな意味で、皆さんが本当に目的からいったときに制限を加えられないような、いろいろこれから検討していただいて、続行していただけるように念願して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎訪問介護の駐車場について

先に訪問介護の駐車場についてお伺いしたいと思います。

訪問介護など訪問先に駐車場がないために、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合があるという話を関係者の方から聞きました。

車をとめることができない場合の対応はどうなっているのでしょうか。

○（医療保険）主幹

実は、その件については警察庁から通達が出ておまして、訪問診療ですとか訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等に使用する車両が訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能という通達が出ております。ただ、この通達には、この許可については警察署ごとに、地域住民の意見、また、交通事情等に応じて行っているもので、必ずしも全ての場合に許可がおりるわけではないということもここには付記されております。

○高野委員

今お話がありましたが、必ずしもその場所は許可できない場合もあるということだったのですけれども、申請して許可がおりれば駐車できるということでのいいのですか、確認なのですが。

○（医療保険）主幹

まず、この駐車場所について、どこにどういう用途で駐車するのかというのは、警察でこれを判断することになりますので、警察にまず申請を上げていただいてからのお話になろうかなというふうに思います。なお、この通知は、実は平成31年3月4日に、なかなか周知されていなかった、高野委員から今の御質問があったところからもそうなのですけれども、なかなか周知できていないということがあり、3月4日にさらに関係事業所に周知願いたいということで、北海道後志総合振興局を通じて通知が参っておりますので、私どもは3月7日に文書を付して関係事業所にはメールで送信したところであります。

○高野委員

今、関係事業所にはメールで送信したということでしたので、事業所の方はやはり駐車場確保で困っている場合があると思いますので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

◎ごみ減量化について

次に、先ほども報告の中で北後志の廃棄物処理の状況を聞いたのですけれども、ごみ減量化について何点か質問させていただきたいと思います。

小樽市では、生活系のごみが平成16年度は4万2,822トンから25年度は2万2,751トンと、2万トン以上は人口減に伴って生活系のごみが減少しているのですけれども、事業系のごみは清掃事業概要のごみ処理の部分を見てもやはりほとんど変わっていないのです。

先日、北しりべし廃棄物処理広域連合議会で、事業系のごみの削減について質問をしました。その中でも小樽市が一番事業系のごみが多いということもあって、答弁では小樽市のホームページで啓発活動に取り組んで、今後は事業系のごみも減量につながっていくと期待しているという答弁だったのですけれども、25年度から29年度の事業系ごみの量を比較すると、削減どころか418トンもふえているのです。これで削減されるというふうに考えているのでしょうか。

○（生活環境）次長

小樽市の事業系のごみの対策ということで答弁をさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、事業系ごみの収集・運搬量に関しては、毎年ほぼ2万トン前後で推移をしております。決して削減というふうな形にはなっておりません。直近の清掃事業概要でのデータも、2017年度は前年と比較しまして2.76%の増という形になっております。

事業系ごみに関しましては、その時々を経済活動であったり社会情勢、こういう部分に影響を受けるという部分が多いもので、生活系ごみとはまた少し性格的には異なっているという部分であります。その部分では、取り組みといたしましては、分別の徹底による再資源化、これはもちろんでありますけれども、昨今社会問題化している食品ロスの問題がございます。この中で、概算で申し上げますと市民1人が1日ほぼ茶わん1杯程度のご飯を捨てている量に該当するという形になっております。

本市においても、平成26年度の生活系のごみの分析調査を行った際に、燃やすごみの約半分、47.6%が食品廃棄物でありまして、そこには袋をあけないで賞味期限が過ぎてしまって廃棄された食品もあったということで、まず、生活系ごみ、それから事業系ごみも含めてでございますけれども、こういった食品ロス等の削減に向けて、ホームページ等に掲載して周知啓蒙に努めていると、そういうふうな形になってございます。

○高野委員

食品ロスのお話もあったのですけれども、ホームページで周知をしていくということだったのですが、一般廃棄物処理基本計画の中では、事業系ごみは平成25年度から31年度の6年間で1,104トンの削減目標なのですが、実際にはまだそこにはなっていない。36年度はさらに2,021トン事業系のごみを減らしていくという計画になっているのです。先ほど言ったように418トンも逆にふえている状態があるので、やはり今後はどのようにしてその事業系ごみを削減していくか、減量化に取り組むかということをも具体的にやらないと、やはりその減量化は難しいのかなというふうに思うのです。

そのホームページの周知以外にも何か考えていることというのはあるのでしょうか。

○（生活環境）次長

一般廃棄物処理基本計画の中でも、平成31年度は1万9,108トン、これが中間目標年次という形になっておりまして、こちらは達成していないというのが現状でございます。

具体的な取り組みという部分で、先ほど食品ロスへの周知徹底ということをお話させていただきました。やはり

今、事業系ごみの部分でも、いわゆる水分を含んでいる仲介類というのが半分以上大量に含まれているという部分がございます。こういった部分で、繰り返しにはなりますけれども、生活系、それからあと事業系も含めて、いわゆるこの分別であり、それから水切り等の部分、それから地道ではありますけれども分別の徹底による再資源化、こういった部分をそれぞれ事業所にも周知、指導をしていきたいというふうに考えております。

○高野委員

今、仲介類が大量に含まれていることから、十分減量化は私もできるのではないかとこのように思います。その事業系の方からのアンケート調査でも、全体の52%にその仲介類が含まれているということもあったので、その事業をされている方にもしっかりと対策というか、それを周知することはやはり必要なのかなというふうに思います。

石狩市では、事業系ごみの減量化の対策を強化しようということで、現行の条例も見直しをするということも考えていますし、やはり事業系ごみの減量化を徹底しようということで、指導していくというふうなこともこれから取り組むという話も聞いていますので、ぜひ小樽市でも行っていただきたいというふうに思います。

○（生活環境）次長

石狩市の条例の見直しの部分の話は、情報は我々にも入っております。その中でやはり事業系、こちらが喫緊の課題という部分であります。やはり今、我々が着目している部分はレストランであったり飲食店であったり、それから食品メーカー、こういったところから大量に出る、食品ロスという一つの言葉でくくってしまいますけれども、この部分に関して周知のみならず、何らかの形で指導なりをしていきたいというふうに考えております。それから、先ほど地道だということで答弁をさせていただきましたが、再資源化に向けての取り組み、この部分も我々といたしまして周知をしていきたいというふうに考えております。

○高野委員

◎小樽市勤労青少年ホームの利用状況について

次に、小樽市勤労青少年ホームの利用状況についてお伺いしたいと思います。

現在、勤労青少年ホーム利用の登録者数は何人ですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年の登録者数でございますが、平成29年度で申し上げますと404人で、男性298人、女性106人でございます。そのうち新規登録者は207人で、男性148人、女性59人となっております。

○高野委員

それでは、クラブ活動というものがあると思うのですが、どのようなものがありますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

現在、月曜日から土曜日までクラブ活動をしておりまして、バレーボール、キックボクシング、フットサル、陶芸、卓球、バドミントン、バスケット、ヨガ、ダンスなど、全部で12のクラブが活動している状況でございます。

○高野委員

それでは、イベントなども行ったりしていることもあると思うのですが、イベントなども含めると年間の利用者数は何人になりますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームのイベントを含めた利用者数でございますが、平成29年度の延べ人数で申し上げますと、勤労青少年が3,207人、一般利用者が9,575人、合わせて12,782人でございます。また、30年度の2月末までの延べ人数で申し上げますと、勤労青少年が3,610人、一般利用者が9,161人、合わせて12,771人となっております。

○高野委員

それでは、駐車場は何台利用できますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

駐車場の状況でございますけれども、勤労青少年ホームには18台程度の駐車スペースがございますが、冬期間は体育館の屋根に積もった雪が落ち大変危険な状態でありまして、9台程度の駐車スペースしか確保することができない状況でございます。

○高野委員

駐車場は夏は18台くらいで、冬になると体育館の雪が落ちたりして9台くらいしか利用できないというお話でした。利用されている方に聞くと、夏でも20台近くびっちり使われていることもあるみたいですが、冬になると駐車場が極端に使いなくなって不便だという声も聞いています。中には、荷物などを運んだりする際に隣の薬局にとめられて、店舗の方に注意されるということもたびたびあるという話も聞いていますが、そのような話は利用者などからお話を聞いたりしていますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

利用者の方からは直接はお聞きしておりませんが、薬局に駐車をしてとめている方がいらっしゃったときに、薬局から少し注意を受けたりとか、そういったことはございます。

○高野委員

先ほど利用者人数を聞いています。平成30年2月現在でも1万人の方が利用されているということで、本当に多くの人が利用されているのだなというふうに思うのですけれども、やはり冬も9台とは言わず、何とかその体育館の屋根の雪を、雪山を何とか排雪するとかそういうことはできないのでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

冬期間の駐車場のスペースの確保なのですけれども、委託業者や職員が早朝から除雪して確保している状況でございます。ただ、体育館の屋根の雪が落ちてきますので、排雪をしても大変危険な状況になりますので、その辺は少し難しいかと思えます。

○高野委員

難しいということだったのですけれども、これだけ利用人数が多いので、やはり駐車場がなかったら大変だなというふうには思うのです。

それで、除雪したりはしているという話だったのですけれども、排雪がどうしても今の状態では難しいというのであれば、せめて例えば緑会館ですとか、近隣であいているスペースを駐車場として利用することはできないのでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

近隣の駐車場ということでございますが、例えば緑会館の駐車場なのですけれども、緑会館を利用される方が駐車していらっしゃるということもありますのでなかなか難しい状況だと思っております。冬期間の駐車スペースにつきましては問題意識を持っておりますので、利用者の意見をお聞きしながら今後の方策について考えていきたいと思えます。

○高野委員

ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

◎休日保育について

次に、休日保育について何点か質問したいと思います。

現在、市内で休日保育をされているところはどこになりますか。

○（福祉）こども育成課長

現在、小樽市内で休日保育を実施しているのは、堺町にあります中央保育所1カ所でございます。

○高野委員

1カ所だということでしたが、中央保育所の休日、祝日ですとか日曜日の利用人数というのは1日何名ぐらいまで預けられているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

現在、1日当たり20名を定員としましてお預かりしております。

○高野委員

年齢別ではどうですか。

○（福祉）こども育成課長

定員20名の内訳につきましては、まず1歳以上の子供を対象としまして、3歳未満児につきましては8名以内、ですから12名までは3歳以上児の子供をお預かりするというふうになっております。

○高野委員

20名ということでした。では、その預けられなかった、利用しようと思ったけれども申し込みできなかったという子供の人数の把握とか、そういうのはされていますか。

○（福祉）こども育成課長

預けられなかったという子供の人数の把握はしておりませんが、現在平成29年度の実績でいきますと、20名定員のところ、平均して1日当たり11.5名のお預かりをしているということですので、そのような数にはならないのかというふうに思っております。

○高野委員

11.5名ということだったのですけれども、実際に預ける場合には、例えば1週間前なら1週間前とか、どのように申し込みして預けられるような、手続的なものはどうなっていますか。

○（福祉）こども育成課長

まず、利用対象の子供なのですけれども、現在小樽市内の認可保育所ですとか認定こども園に通われている、通常保育を必要とする子供が対象となっております。市内の各施設から、休日についても恒常的に保育が必要な子供を対象としております。

申し込み手続につきましては、中央保育所でまず利用申し込みということで登録をしていただきます。その際に、保護者との面談も兼ねて行っております。一旦登録しましたら毎月ごとに利用申し込み、利用日の申請というものをさせていただきます。この月は何日と何日に使う予定ですというのをあらかじめ出させていただきます。最終的な使う、使わないにつきましては、当日も含めての御連絡で対応しているということでございます。

○高野委員

毎月利用申し込みをしなければいけないということでした。中央保育所に預けたりしたことがあるという方にお話を聞きますと、実際にはなかなかその1週間前ですとか2週間前に預けたいなと思っても、たまたまそのときは申し込みの方が多かったのだと思うのですけれども、キャンセルが出ないと預けられませんかと言われたみたいで、中には本当に1カ月前に申し込みしなければ預けられないという状況も実際あったという話も聞いています。

この第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の中でも、就学前の子供がいる保護者の中で、日曜日や祝日の保育を利用したいという方が以前よりも、平成25年度と比べてもやはり多くなっている状況がこの調査でも明らかになっているので、やはり市として1カ所だけというのは、この十数カ所保育所がありますから、1カ所だけというのはやはり少ないのではないのかというふうには思うのですけれども、今後休日保育をふやすというか、そういう計画はあるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

先ほども若干触れましたけれども、キャンセル待ちの子供が出ないと預けられないよというお話も実際にあったと

いうことですが、定員20名を確保して11名ぐらいの推移で来ておりますので、今、早々、もう1カ所どこかにというふうな考え方は持ち合わせておりませんが、今後もこの需要の動向ですとか、それから保護者の方々のニーズなどを聞きながら、必要性について引き続き気をつけながら進めていきたいなと思っております。

○高野委員

気をつけながらということだったのですけれども、私はやはり今後考えなければいけない問題だというふうに思っています。この調査を見ている、働いている方がやはりふえてきているという状況もありますし、休日保育をなぜ利用したいのかというと、時々仕事が入ってしまうということもやはり一番多くなっていることもあるので、このことはきちんとしっかり考えなければいけないのではないかとこのように思います。

なぜならば、この調査で私は少しショックだと思ったのですが、病気やけがや泊まりがけで預ける必要性の有無の問いに、就学前の子供だけで留守番をさせている方が数件いたということがこの調査でも明らかになっているわけです。実際にその保育所で預け先がないという場合に、子供だけで留守番をさせてしまうという例も、やはりアンケートにはなかったからただ答えていなかったというだけで、実際に小樽市内でもそういう事例があるのではないかとこのようにも思いますので、この点についてはやはり考えなければいけない点だと思います。再度、御答弁をお願いします。

○（福祉）こども育成課長

今委員からお聞きした内容も含めまして繰り返しになりますけれども、今後のニーズ等をしっかり把握しながら進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

お願いしたいと思います。

◎障害児保育について

あと、障害児の保育についてお伺いしたいと思います。

障害がある子供が保育所に入ったりする場合の保育士の配置というのはどうなっていますか。

○（福祉）こども育成課長

障害をお持ちの子供の保育所のお預かりのことにつきましては、そういう方からお申し込みがあった場合に、まず通常の保育所の利用調整をいたします。御希望の保育所に入れるかどうかというのを保育所各施設と市とで調整しながら行います。利用調整の結果入所が可能になった場合に、今度は市で障害児の保育所入所指導委員会という組織がありますので、そちらを開催しまして入所の可否を改めて検討するのと、こういった保育士の加配なりの措置が必要なのかというものも話し合います。

入所指導委員会というところでは、その受け入れといいますか入所の申し込みのあった保育所の職員ですとか、それから市の発達支援センターの職員、それからもともとから障害の子供とかかわりのある療育機関などの担当職員、そういった職員が集まって日ごろの療育の状況ですとか、こういったことができる、できないといった確認ですとか、そういったものを意見交換しましてその子供の障害の度合いを判断いたします。度合いにつきましては軽度から重度までということで、これは、イコール、保育士の加配割合を決めるということになっております。軽度につきましては軽度の子供3名につき1名、中度につきましては中度の子供2名につき1名、それから重度につきましては1対1といったような保育士の加配を決めます。

それで、かつ集団保育が可能な子供であれば、その障害の度合いに応じまして、保育士の加配が成立しましたら、その保育所で保育が開始されるというような流れになっております。

○高野委員

では、自分の住んでいる自治体とは別の自治体の保育園に子供を預ける広域入所の場合の加配はどうなるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

同じく、障害の子供が広域で小樽市内の施設を希望するという場合でよろしいですね。そういう形でお答えさせていただきますと、まず広域の場合、例えば札幌市に住む子供が小樽市内の保育施設を使いたいという場合は市同士の協議になりますが、当然そういう協議が札幌市から小樽市にあった場合、小樽市では同じく利用調整をするのですけれども、あくまでも利用調整は市内に住まわれている子供を優先に利用調整いたしますので、広域の場合はその市内の子供の利用調整が済んだ後に、さらに定員等に余裕があれば受け入れが可能になるかというふうに、そういうような流れになっております。

○高野委員

一応、利用調整はするのだけれども、あくまでもやはり住んでいる自治体が優先になって、余裕があったら加配されるということでもいいのですよね。

○（福祉）こども育成課長

済みません、少し答弁が漏れておりました。それで利用調整の結果、定員等に余裕があれば市外の方も受け入れになりまして、先ほどの流れのとおり、障害をお持ちの子供であれば、また入所指導委員会等でいろいろ障害の度合い等を判断しまして、加配が必要であれば加配をしていく、加配が施設側でかなえばその時点から保育をスタートするというような流れでございます。

○高野委員

地域によっては、やはり市内でも広域保育を利用したいという利用者も少なくない保育園もあるというふうにも聞いています。しかし、なかなかここに入りたいというようなことを言われても、今言ったような、そこに住んでいないということがあって、ここの保育園に入りたいと思っても入れないというような状況も保育園の関係者の方からも聞いています。

ぜひ、広域保育でも加配、保育士を配置できるように、市としてもなかなか、市独自では難しい部分もあると思いますので、北海道にも何とか実現できないか、その点を少し要望していただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

あくまでも市内の保育所の利用調整という部分が前提になりますので、その部分で、その結果障害児保育を実施しなければならないというときは当然加配が必要ですので、現状としては市でそのあたりは対応しているわけなのですけれども、もしそういった部分で例えば補助制度などが可能であれば北海道等に申し入れていきたいというふうに考えております。

○高野委員

◎動物行政の窓口一本化について

最後に、先ほどの前田委員のお話を聞いていて、動物行政一元化について少し言いたいなということがあったのです。私も昨年、やはり市民の方から数回問い合わせがあって、蜂の駆除とかはどこに電話したらいいのかということで、電話で相談があったりですとか、あとはとりあえず動物だから保健所に電話したらいいのかと思えば保健所に電話をかけたら、後志総合振興局に電話してくれとって後志総合振興局に電話したら、いや、それは市ですよというふうに言われて市になったとかという話もありました。

実際にどこにかけていいのかわからないという方から、私には昨年数回相談があったものですから、実際にそういう、やはりどこにかけていいのかという、市民で困っている方もいると思うので、やはり窓口は一本化させて、対応は別な課でやるにしても、やはり動物関係はここに電話したらわかるというふうに、市民にわかりやすいことにする必要がやはりあるのではないかというふうに思います。その点、よろしくお願ひしたいと思います。これは質問ではないのですけれども、お願ひしたいということで私の質問は終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。
中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎病児保育について

それでは、質疑及び一般質問でいたしました包括的な子育て支援策について、もう少し詳しく何点か聞いていきたいと思えます。

まず、質問しました病児保育事業の具体的な実施内容についてなのですが、対象とする疾病なのですが、乳幼児が日常かかる疾病として、感冒とか消化不良などというのを挙げていますけれども、具体的にそれ以外にはどのようなものが考えられますか。

それと、感染性疾患として、麻疹だとか水痘だとかインフルエンザなど具体的に挙げていただきましたけれども、それ以外に考えられるものという、比較的一般的な、そういうものがありましたらお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

病児保育で受け入れる子供の対象となる疾病の内容ということで、もう少し具体的にほかにもというようなお話なのですが、このあたりは実はこれから実施するいなほ幼稚園との協議中のことでありまして、当然開始する前には、利用者に向けてこういう疾病の子供はお預かりできるというような周知もしなければなりませんので、現在は例示させていただいた範囲をまだ超える部分はなく、これからまたさらに詰めて具体的にになったらそれを周知していくようなことで考えております。

○中村（岩雄）委員

あと、質問の中で利用時間を聞いたつもりなのですが、これの答弁がなかったのですが、これについてはどうですか。これも協議中ですか。

○（福祉）こども育成課長

利用時間につきましては、今のところ幼稚園の開園時間を合わせまして、午前 7 時 30 分から午後 6 時という予定で、今幼稚園と話をしているところでございます。それ以外の部分、変わる、変わらないは今後の協議の内容になってくるかと思っています。

○中村（岩雄）委員

それから、利用料についてなのですが、一応利用料は児童 1 名 1 日当たり 2,000 円ということなのですが、これはスタートのときは 2,000 円でスタートするということなのでしょうけれども、その後の質問で、10 月からこれもやはり国の方針もあるのだらうと思うのですが、利用料が無償化になるという動きもあります。

この辺は具体的にどんなふうになっていくのかというところが少し私たちには見えないのです。多分、利用者もそうなるのかと思うのですが、その辺を説明してください。

○（福祉）こども育成課長

現時点で病児保育を実施するに当たりまして、利用料を 2,000 円ということで進めさせていただいておりますけれども、委員がおっしゃったように、本年 10 月から国の施策で幼児教育の無償化が始まります。簡単に申しますと、3 歳以上の保育を必要とする子供につきましては、保育所ですとか認定こども園に通う場合の利用料は全額無料になると。それから、3 歳未満児につきましては非課税世帯が無料になるということで、3 歳未満の課税世帯につきましては同じくといいますか、この今予定している 2,000 円はいただくこととなりますが、それ以外の子供につきましては無償化の対象になりまして、一定の上限額はあるのですが、例えば幼稚園とかの一時預かりですとか、そういったものも合わせて上限額が設定されまして、その範囲内で無償化の対象になるということになっております。

す。

それで、実際の負担の仕方といいますか、無償化の仕方なのですが、実はまだ国でも手続につきましては検討中ということでこちらに話が来ておりますけれども、まずは普通に保育料のかかる世帯と同じように、2,000円を病児保育の施設に払っていただいて、例えば月などで取りまとめた上で、その施設から市に数を連絡いただいて、この人が無償化の対象になるよというのを把握した上で償還をする、返してあげるというような手続が一応例として示されているところであります。ただ、まだ具体的な部分のはっきりしたものが来ておりませんので、その部分はまだ少しお知らせできない部分なのかというふうに思っております。

○委員長

いいですか。

(「訂正か何かあります」と呼ぶ者あり)

少々お待ちください。

何か追加ありますか。

○(福祉) こども育成課長

少し補足なのですけれども、今、幼児教育の無償化の部分の関係で、病児保育の対象としているのが小学校2年生までを対象としていますので、その小学生については対象外になるかと考えております。

○中村(岩雄)委員

わかりました、というか、もう一回整理をしてみたいと思います。

それから次に、質問の中で送迎対応についてもお尋ねしたのですが、小樽でもサポネットという組織がありました。それで、これが機能していなかったというふうに思うのです。おとし、国の病児、病後児とも国の補助が用意されたということなのですけれども、国の方針というのはやはり全国の自治体をそちらの方向に導いていきたいという意図も当然あると思うのです。全国の少子化の状況だとか、地方のいろいろ人口減だともろもろのこともあってのそういう国の方針だろうというふうに思うのです。まずこれが、今の利用料のこともそうすけれども、送迎対応が実際に行われるようになると、恐らく利用人数も上がっていくのではないかとというふうに思うのです、利用率といいますか。利用する側からしてみたら、送迎があるかないかというのは相当やはり違うと思うのです。

先ほど、どなたかがお答えの中で、市の職員にも子育て世代の方々が大勢いらっしゃるということなのですけれども、そういうときに子供が病気になってそういう施設を利用しなければいけない。父親も母親も働いているというときにそういうシステムがあるとないでは、もう相当大きな違いが出てくると思うのです、利用する側からすると。

そういうことで、今、道内のいろいろな先行してきた自治体などを見てみると、送迎対応をしているところというのは旭川市ぐらいですか。あとはまだなのです、未実施なのです。だけれども、国のそういう方針もあって、これから恐らくそういう方向へ動いていくのではないかと思うのです。

そういう場面で、質疑及び一般質問の中でも言いましたけれども、小樽市がやはり全道をリードするぐらいの情熱を持っていただいて、今、小樽から子育て世代が流出していくなどということは、やはり何とかして歯どめをかけなければいけないというときに、そういう姿勢が小樽市の中にも、それからいろいろと行われていく子育て支援策の中にもそういうものがどんどん見えていくと、これはかなり大きな違いになっていく。ただ、ある意味での自治体間競争みたいなもので、人口減に歯どめをかけるときに、そういうことが非常に大きな、小樽にとってのイメージ、よさになっていくのだろうと思うものですから、ぜひこの送迎対応についてもいち早く対応できるように検討していただければありがたいなというふうに思うのです。この辺について、少し御意見があればというか、お考えをお聞かせいただきます。

○（福祉）こども育成課長

委員のおっしゃるとおり、やはりサービスとしてはそういった利用者に寄り添ったような何かオプションもつけていくというのが、サービスの提供において利用増につながる手段なのかというふうには考えております。ただ、病児保育自体が小樽市で初めて行う事業ですので、それから、道内の他都市を見てもなかなか需要としてはそれほど大きい部分ではないのかなというふうにも見えてきていますので、まずは通常の病児保育をやった上でその需要ですとか、また、その使う方々のニーズ、例えば使いたかったのだけれども使われなかった方のニーズなどもお聞きしながら、送迎対応の有効性等を判断しながら検討していきたいというふうには思っております。

○中村（岩雄）委員

できるだけ情熱を持って前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

◎子育て世代包括支援センターについて

それから、子育て世代包括支援センターについてもお聞きをしたわけなのですが、小樽市の考える構想、ワンストップ拠点としてのセンターの位置づけ、実際には保健所と子育て支援室で母子保健型と基本型に分かれて、実際には窓口が二つになるということになるわけでしょうか、現実的には。そこのところを少し確認させていただきたいのと、それから、答弁の中で連携方法について工夫が必要というお答えをいただいておりますが、それは今申し上げたように窓口が二つになることについての、そういう意味での具体的な何か効果的な連携ということなのかどうかというところは、実際相談者の相談内容だとか子供の年齢なども関係してくるのかとは思っておりますけれども、具体的にどのように相談者をその二つの窓口で分けるということになるのか。今、たらい回しにならないようにということで、ワンストップという条件でやるのでしょうかけれども、その辺をもう少しわかりやすく御説明願います。

○（福祉）こども福祉課長

御質問にございました、窓口を二つにするのか。それぞれ、今、利用者支援事業、基本型、こちらで担っておりまして、母子保健機能は保健所で担っております。答弁でも申し上げましたとおり、今、相談窓口が二つに分かれているという状況でございますが、やはり一体的に運用するというのが国の指針でも決められておりますので、窓口を二つにしても市民の方がたらい回しにならないように、当然、保健所に相談者が来れば子育て支援室の職員がそちらに赴くという形も考えでありますし、また、窓口をどこかに 1 カ所に集約して開設するということも可能性としてはありますが、現在、その辺の一番いい、効率的な方法の検討を始めておりまして、まだ詳細については具体的にはお答えできる状況ではございません。

○中村（岩雄）委員

そうですね、これからということなのですね、そうしたら。その辺は具体的な形を考えていくということなのですね。

それから、お答えの中に、相談者によっては個別に支援プランを策定するというところがあります。これはまず要支援者、その支援プランを策定する全ての相談者にそういうものをということではないのでしょうかけれども、その支援プランを策定していただける要件というのは何かありますか。条件といいますか、その辺を少しお聞かせいただきたいのですが。

○（保健所）次長

委員からお話がありました個別のプランにつきましても、これからいろいろと協議の中で考えていきたいというふうに考えておりますので、今の段階でこういった方々に対してプランをつくるというところまではまだ示せない状況でございます。

○中村（岩雄）委員

それもまだこれから詰めていくということなのですね。

それから、この支援センターでコーディネーター役をする役割の人が保健師なのか、ソーシャルワーカーなのか、助産師なのかというところがあるのだらうと思うのですけれども、その辺を御説明いただけますか。

○（福祉）こども福祉課長

中心となってコーディネートしていく職員のお尋ねだとは思いますが、当然相談内容によって、例えばネグレクトの傾向がある御家庭の子育て支援の相談であれば、私どもこども福祉課が中心となってやっていきますし、保健師が担って相談を受けていくのがよい場合もございますし、その都度都度、一番強く支援できる担当者がコーディネートしていく形になると思います。

○中村（岩雄）委員

いずれにしても、まずはこれからいろいろ詰めていくのだらうと思うのですけれども、これは市長の公約でもありますので、市民にとって利用しやすい、そういう組織にして、使い勝手のいい内容にしていきたいなというふうに思います。それがまたひいては小樽市のこれからの子育て支援全体の、その対策に非常に大きな影響があるというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎周産期医療について

では最後に、けさの朝刊にありました小樽協会病院の産科、周産期についてなのですけれども、これまで10人、毎月の制限がありました。4月からそれを解消するというので受け入れ、どんどん来てくださいということなのだと思っておりますが、スタッフ、医師、助産師、どうでしょうか、今の体制で大丈夫なのかどうかということなのですけれども、いかがですか。

○（福祉）橋本主幹

新年度以降の協会病院の体制についてのお尋ねだとは思いますが、昨年7月に分娩再開された時点では、正規職員の助産師が8名、パートの助産師が2名という状況で分娩を再開しております。現在、協会病院の御努力によりまして、正規職員12名、パートの助産師が3名というところまで体制が強化されておまして、助産師のスキルもアップしているという状況になっております。

けさの新聞にも出ておりましたけれども、やはり協会病院の考える一定程度の助産師の確保ができたということで、新年度以降制限を解除していくという新聞記事が載ってございました。

また、分娩の取り扱いは36週目からという記事もございました。これはどういうことかという、今まで協会病院は37週目以降の分娩しか受け付けておりませんでした。これは正期産といって通常分娩の妊婦しか受けていなかったのですが、36週というのは早産に対応することになりまして、新年度以降この早産を含めたハイリスクの妊婦も対応していくという記事になっております。

また、早産以外にも、協会病院によりまして、一定程度疾病を持っているハイリスクの妊婦とか高齢出産とか、この辺のハイリスクにもケース・バイ・ケースですが、全てではありませんけれども対応を開始するというふうに伺っております。これによりまして、新年度以降は地域周産期母子医療センターとしての機能が徐々に再開されていくというふうに伺っております。

○中村（岩雄）委員

休止状態になってから3年たったのですか。休止前の体制、それから受けていた新生児の数までにやはり戻せるかどうかというのが一つの目標になると思うのです。3年休んだら3年かかるというのがよく言われていることですよね。休んだ分だけやはりそれだけ時間がかかると。大変だと思いますけれども、それが本当に現実的な、小樽にとっての子育ての、あるいは人口減に歯どめをかける、本当に具体的な基本の基本だと思いますので、まずは全力を挙げて回復を目指して連携して、病院あるいは関係者と連携をして、体制を組んで、スクラム組んで、前進していただきたい。スクラムトライを目指していただきたいと思いますというふうに思うのですね。最後に決意の言葉をいただいて終わりたいと思います。

○（福祉）橋本主幹

昨年 7 月に無事分娩が再開されまして、新年度からは周産期医療センターとしての機能も徐々に回復していくということで、今後引き続き、北後志周産期医療協議会といたしましても、協会病院のバックアップ体制を続けていくということで決めておりますし、引き続き連携しながら周産期の安定的な維持に向けて努力してまいりたいと、このように考えております。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 30 分

再開 午後 4 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、継続審査中の請願第 2 号、陳情第 6 号及び陳情第 8 号は採択を主張し、陳情第 12 号は不採択の討論をいたします。

最初に、請願第 2 号「ふれあいパス」利用者制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスは高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的としており、以前市で行ったアンケート調査などでも、買い物や通院で利用されていることが多いことがわかっています。昨日も高齢者ボランティアの活動をされている方から、ふれあいパスは通常の半分で利用できるからこそ高齢者が外に出て元気に過ごせている。地域によっては病院に行くにもバスを乗りかえなければ行けない。利用制限や利用負担がさらにふえることになれば家にひきこもってしまう方も増加するのではないかと心配の声を伺っています。今後も利用負担せず、利用しやすいようにしていく必要があります。

次に、陳情第 8 号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

今回、厚生常任委員会の報告の中でも、ことし 4 月から中学生の入院を助成対象にすることが話されていました。大変喜ばしいことではあるのですが、子供が小さければ小さいほど病院にかかることが多く、子供が多い多子世帯にとっても医療負担が大きくなります。国や道に助成拡大を求めながら、子供が安心して医療機関にかかることができるように、市としてさらに助成拡大は必要不可欠です。

次に、陳情第 12 号家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方についてです。ごみ等の堆肥化に反対するものではありませんが、現在、アミノ酸化した肥料はさまざまなものが流通し、どの程度の需要が見込まれるのかはわかりません。生ごみ等のアミノ酸堆肥化については検討すべき課題だと考えます。

また、小樽市のごみ処理については実施 6 市町村で運営している北しりべし廃棄物処理広域連合で対処しており、廃棄物処理の変更については北後志の自治体全体で対応を検討しなければなりません。現段階では導入は難しいと考え、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 6 号及び陳情第 9 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 2 号並びに陳情第 8 号及び陳情第 12 号について、一括採決いたします。

請願及び陳情は、いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3 月末日をもって退職される説明員の方がおられますので御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

(説明員挨拶)

○委員長

ありがとうございます。

退職なさる皆様におかれましては、本当に長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝申し上げます。座ったままで済みません。これから健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から祈念申し上げる次第です。本当に大変御苦労様でした。ありがとうございました。

散会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

何をお話するか、全く考えておりませんでした。話し出すと涙が出てくるのではないかと。20年、あっという間でした。本当にまだまだやり足りないことはあります。この厚生常任委員会というのは、20年の中で今回が初めてだったのです。それで、まだまだ本当に、この厚生部門では質問しなければならないと思うこともありましたけれども、今後議員をやめても一市民として声を上げていきたいと思っております。

説明員の皆様も、本当に市民のためになるように頑張っていってほしいのはわかります。財源とか、それから方法は違っても、私たちと同じように市民のためになるように頑張っていってほしいのだなということが本当によくわかります。私は、最初るとき、北野元議員と一緒にいたのです。だから、北野元議員はとにかくきかなくやれ、きかなくやれと、もうそれを言っておりまして、何かそちらのほうが先にたったような気がしますが、本当に長い間、わからないところは説明員の皆様に親切に教えていただきまして、本当に頑張ってもらったかなと思えます。

この間、実は10年前に少し大病を患いました。本当に健康の、今はすっかり元気なのですが、健康のありがたみを実感しているところです。本当に体だけは気をつけて、説明員の皆様も、それから議員の皆様も、気をつけていていただきたいと思えます。

本当に未熟者でしたが、この20年間おつき合いいただきまして、本当にありがとうございました。ありが

とうございます。(拍手)

本日は、これをもって散会いたします。